平成２７年第３回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第２号（平成２７年９月１０日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

◎出席議員（１６名）

議長	１番	小比類巻　雅　彦　君
副議長	９番	野　坂　篤　司　君
	２番	髙　橋　武　志　君
	３番	加　澤　　明　君
	４番	奥　本　菜保巳　君
	５番	瀬　崎　雅　弘　君
	６番	澤　口　正　義　君
	８番	太　田　博　之　君
	１０番	春　日　洋　子　君
	１１番	西　村　盛　男　君
	１２番	堀　　光　雄　君
	１３番	小比類巻　正　規　君
	１４番	舩　見　亮　悦　君
	１６番	山　本　彌　一　君
	１７番	堤　　喜一郎　君
	１８番	森　　三　郎　君

◎欠席議員（１名）

１５番	馬　場　騎　一　君

◎欠員（１名）

◎説明のため出席した者（２８名）

市長	種　市　一　正　君
副市長	米　田　光一郎　君
政策財政部長	大　澤　裕　彦　君
総務部長	宮　古　直　志　君
民生部長	山　本　智香子　君
健康福祉部長	小　泉　富　男　君
経済部長	山　本　　優　君
建設部長	高　橋　常　幸　君
上下水道部長	今　村　哲　也　君
政策財政部参事兼政策調整課長	山　本　剛　志　君
経済部参事兼企業立地推進室長	皆　川　　智　君
総務課長	佐々木　　亮　君
秘書課長	田　島　一　雄　君
情報システム課長	二　又　央　之　君
国保年金課長	小　泉　厚　子　君
農政課長	内　野　雅　之　君
産業政策課長	村　井　拓　司　君
都市整備課長	吉　村　聖　毅　君
土木課長	松　橋　一　典　君
三沢病院事務局長	小比類巻　雄　一　君
消防長	葛　西　順　一　君
教育委員長	宮　野　楠　見　君
教育長	吉　田　　健　君
教育部長	中　村　健　一　君
教育総務課長	小　松　栄　二　君
学務課長	蝦　名　隆　至　君
学校教育課長	工　藤　正　彦　君
代表監査委員	和　泉　英　世　君

◎職務のため出席した職員

事務局長	繋　　範　雄　君
次長	田　辺　正　英　君
庶務係長	中　村　容　三　君
主査	一　戸　　剛　君
主事	髙　橋　涼　平　君

午前１０時００分　開議

○議長（小比類巻雅彦君）　おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

―――――――――――――――――――――

◎市長発言の訂正申し出

○議長（小比類巻雅彦君）　議事に入る前に、市長より、去る９月７日の本会議における提案理由の説明について、発言の訂正の申し出がありますので、この際、発言を許します。

市長。

○市長（種市一正君）　おはようございます。

９月７日、本会議の提案理由説明で、平成２７年度の財源として繰り越しをします金額を１，２３３万６，１７４円と申し上げましたが、正しくは２億１，２３３万６，１７４円でありましたので、訂正をいたしまして、おわび申し上げます。

ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（小比類巻雅彦君）　ただいま市長より発言の訂正がありましたので、議長において、これを許可します。

―――――――――――――――――――――

○議長（小比類巻雅彦君）　それでは、会議に入ります。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第２号をもって進めます。

―――――――――――――――――――――

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（小比類巻雅彦君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり進めます。

瀬崎雅弘議員の登壇を願います。

○５番（瀬崎雅弘君）　おはようございます。

みさわ未来の瀬崎雅弘が、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問に入る前に、議長のお許しをいただき、先般実施された第９７回全国高等学校野球選手権大会に、青森県代表として２９年ぶりに出場された青森県立三沢商業高等学校野球部の皆様、本当におめでとうございました。

青森県の代表校として公立高校が出場したのは、弘前実業以来、実に１９年ぶりであり、夏の県予選では強豪校を逆転で下すなど、仲間を信じ粘り強く諦めない試合運びで勝利した三沢商業は、三沢市の誇りであります。

甲子園の初戦は、健闘むなしく敗戦しましたが、戦った選手は、最後まで諦めない姿を見せてくれました。選手の全力プレーは、三沢市民に大きな感動と勇気を与えました。また、少年野球で日ごろ頑張っている子供たちに夢と希望を与えました。

三沢商業野球部の皆さん、本当に御苦労さまでした。出場された選手はもちろん、応援団として精いっぱいの声援を送られた生徒の皆様は、この経験を宝とし、未来に向け新しい一歩を歩んでもらいたいと思います。今後の御活躍を期待いたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に、教育問題について伺います。

三沢市は、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」の基本理念のもと、先人たちが残した文化や知恵を受け継ぎながら、心豊かで国際性に富んだ人を育てるまち、愛着と誇りを持って次代へ引き継ぐことのできる持続可能なまちづくりを目指しています。

特に、外国人が基地内外に多く居住しているなど、異国情緒あふれる国際都市としての一面を持っており、その特色を生かすため、平成１７年に英語教育推進特区の認定を受け、翌年度から学習指導要領に位置づけられていない英語教育の導入を市内全小学校で決定し、小学校全学年に英語活動科が設定され、英語教育推進特区市として、小学生から週１回英語の授業を行い、英語を中心とした

外国語教育に一層磨きをかけ、日常的に外国語を話せる場の創出を行い、次代を担う子供たちに早期に英語になれ親しませ、国際感覚とコミュニケーション能力を身につけさせることで、国際社会に貢献できる青少年の育成及び地域の国際交流活動の進展や活性化を目指しています。

また、現在は、教育課程特例校として活動し、児童は英語の学習に楽しく取り組んでいると聞いております。

一方、平成２５年１２月に、文部科学省はグローバル化に対応した英語教育改革実施計画を発表しています。

この計画では、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、小学校、中学校、高等学校の各段階の英語教育を充実し、子供たちの英語力向上を目指すとしています。

具体的には、グローバル化に対応した新たな英語教育のあり方として、小学校中学年では、コミュニケーション能力の素地を養うこと及び学級担任を中心に指導すること。また、小学校高学年では、初歩的な英語の運用能力を養うこと及び英語指導力を備えた学級担任に加え、専科教員の積極的な活用などとしています。

中学校では、身近な課題についての理解や簡単な情報交換、表現ができる能力を養うこと及び授業を英語で行うことを基本とするなどが盛り込まれています。

さらに、平成２６年度からは、新たな英語教育のあり方実現のための体制整備として、小・中・高等学校における指導体制の強化や外部人材の活用促進などが強力に推進されています。そして、小・中・高等学校の各段階を通じて、英語教育を充実し、生徒の英語力を向上させるような計画となっています。

以上のことを踏まえ、次の点について伺います。

１点目は、平成１７年に英語教育推進特区を受け、約１０年が経過しようとしています。その成果の一つとして、姉妹都市友好親善使節団の親善大使として派遣された２人の方が、ウエナッチバレー短期大学に入学したことが挙げられますが、英語教育推進特区市として、これまで実施してこられた英語教育の成果と問題点について伺います。

２点目は、今後、英語教育改革実施計画が推進されますが、英語教育に関する体制整備に向けた三沢市としての取り組みについて伺います。

次に、三沢空港の利用促進について伺います。

三沢空港は、自衛隊、米軍及び民間航空会社が滑走路を共同使用する、全国でも例を見ない空港であり、本県における空の玄関口として、県南及び下北地域等の多くの県民の高速交通のかなめであり、当県内の経済活動及び観光振興のため、大きな役割を果たしておりますが、平成１４年１２月の東北新幹線八戸駅開業を契機として、東京往復便が１日４便から３便へ減便されて以来、平成１９年１０月には札幌便が運休、平成２２年１０月には大阪便が運休しました。

現在は、平成２５年３月から大阪伊丹便が復活し、さらに同年７月には、北海道エアシステムの札幌丘珠便が就航し、現在に至っています。

これまで、三沢空港の利用促進は、三沢空港周辺市町村等で構成する三沢空港振興会と、商工団体等で構成する三沢空港利用促進期成会が、官民の役割分担のもと、密接に連携しながら各種活動を推進してきました。

これまでの活動内容として、利用促進事業としては、旅行商品造成支援事業や東京・大阪線の利用助成金事業等の実施、ＰＲ事業としては、空港利用拡大キャンペーン事業等の実施、調査・要請事業としては、三沢空港プロモーション活動事業や情報収集活動事業等の実施、そして、施設管理事業としては、三沢空港無料駐車場除雪事業等を実施し、三沢空港の利用促進に努力され、これらの各種事業は一定の成果をおさめています。

先般、三沢空港の利用促進を図るため、老

朽化した搭乗橋の更新、ターミナルビル２階にネット環境やドリンクバーを利用できる有料待合室が整備され、搭乗までの待ち時間を快適に過ごせる空間がつくられました。

さらには、これまで第２駐車場が無料でありましたが、平成２７年４月１日からは、空港ビル前の第１駐車場が無料化され、第１駐車場約３００台、第２駐車場約２００台の計約５００台駐車可能となり、三沢空港の利用促進が推進されています。

第１駐車場の利用状況を見ると、有料時と無料時とでは、明らかにその利用状況は大幅に異なっているように思います。

駐車場無料化に伴い、三沢空港への利便性の向上が図られ、三沢空港のさらなる利用促進により、搭乗率が向上すればよいと思います。

そこで、伺いますが、本年４月以降の無料駐車場と有料待合室の利用状況及び搭乗率について伺います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（小比類巻雅彦君）　ただいまの瀬崎雅弘議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの瀬崎議員御質問の三沢空港の利用促進については私から、教育問題については教育長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

三沢空港の利用促進でありますが、三沢空港第１駐車場につきましては、料金ゲートの改修工事等により、全面使用となったのは５月２６日からであり、そのことを踏まえまして、第１駐車場の利用状況につきましては、６月の夜間駐車台数は４，０９２台、７月は４，６７７台、８月は５，６４４台で、６月から８月までの１日当たりの平均夜間駐車台数は約１５７台でありました。

昨年度の同期間では、１日当たりの平均夜間駐車台数は約２２台でありましたので、比較しますと、１日当たり１３５台の増となっておるわけであります。

第２駐車場の利用状況につきましては、正確な台数はカウントしておりませんが、現在、１日当たりの平均夜間駐車台数は約４０台程度でありますので、平成２６年度では、１日当たりの平均夜間駐車台数が約１４０台程度でありましたので、今年度と比較をしますと、１日当たり約１００台の減となっております。

したがいまして、第１駐車場と第２駐車場を合わせた駐車台数は、昨年度に比べ、１日平均で約３５台が無料化によって増となったところであります。

次に、有料待合室の利用状況につきましては、整備を行った三沢空港ターミナル株式会社に確認したところ、４月１１日の利用開始から８月末までの総利用者数は９７人であり、 月平均１９．４人の利用者がありました。

この有料待合室には、インターネット環境とドリンクバーが整備されておりまして、搭乗までの待ち時間に仕事をしたいビジネス客にとりましては、大変快適な空間が整備されたものと考えております。

これらの施設が搭乗率の向上につながったのかという質問につきましては、平成２４年４月までの東京・大阪・札幌全就航路線の合計搭乗率は６４．６％でありまして、前年の同期間では６２．３％とで比較しますと２．３％の増となっており、一定の効果があらわれたものと考えております。

今後におきましても、三沢空港振興会、三沢空港利用促進期成会、三沢空港ターミナル株式会社と連携のもと、三沢空港の路線維持あるいは拡大のために積極的な利用促進を推進してまいりたい、このように思っております。

私からは、以上であります。

○議長（小比類巻雅彦君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　教育問題の第１点目、英語教育の成果と問題点についてお答えいたします。

当市では、平成１７年７月に内閣府から英

語教育推進特区の認可を受け、平成１８年４月から英語活動科という名称で、小学校１年生から６年生まで、週１時間の英語の授業を実施しております。

さらに、平成１９年度からは、ネイティブな英語になれ親しみ、聞くこと、話すことに重点を置き、全ての英語活動科の授業に英語指導助手を派遣し、チームティーチングによる授業を実施しております。

また、異文化理解のための国際理解教育事業として、イタリア、トルコ、ロシア、デンマーク、ベルギー、ジャマイカ等、外国人講師によるグローバル化に対応した教育を推進してまいりました。

これまでの成果として、各校からのアンケートでは、人前で自信を持って話したり積極的にコミュニケーションをとったりするようになった、外国の方を相手にしても物おじしない態度が身についたなどがあります。

さらには、将来は英語が話せるアスリートや仕事につきたいと夢や希望を抱いている、家庭学習で外国のことを調べようとする児童が多い、積極的に自分の意見を話そうとする姿が他教科でも見られるなど、英語だけでなく、将来の夢、家庭学習、他教科にも波及していることがうかがえます。

また、５、６年生で文字を扱っていることで、中学生において文字指導の時間が軽減されたことや、中学校１年生を対象に、一人一人の学習の成果を診断する英検ジュニア診断テストの導入により、スムーズな接続がなされるなど、中学校英語指導においてもその成果が見られます。

なお、英検ジュニアでは、平均正答率が８割を超え、年々確実に向上しております。

平成２６年度の青森県学習状況調査においては、調査対象学年である市内中学校２年生の英語は県の平均を上回るなど、特にここ数年、中学生の英語力は高い水準となっております。

さらには、毎年８月下旬に開催しております東部地区中学校英語スピーチコンテストでは上位に入賞し、県大会、東北大会、全国大会へ出場する生徒も出るなど、英語でのスピーチ力も非常にレベルアップしています。

これら多くの成果を支えているのは、全ての先生が同じ内容を同じ指導方法で授業展開できるように、また、児童の発達段階や学年の系統性を踏まえて、小中学校英語教育推進委員が作成した小中学校英語教育指導計画の実践であります。

具体的には、平成２５年３月に第３版を発行し、その後も使用単語等の変更を行いながら見直しを図っております。

問題点については、英語教育推進委員会で、小中学校間の連携のあり方が挙げられております。このことについては、推進委員会内で中学校区ごとに話し合いを持ち、相互の授業参観や出前授業などを実施し、お互いの学習内容や児童・生徒の実態を見ること、小学校５年生から中学校１年生までのつなぎ教材を活用することで、改善に取り組んでおります。

また、英語研修講座講演会では、有機的な小中連携を目指してという講演題での研修を積み、小中学校で共通理解を図りながら、よりよい方向へと進むように努めております。

次に、教育問題の第２点目、英語教育に関する体制整備についてお答えいたします。

小学校における指導体制の強化については、グローバル化に対応した英語教育改革実施計画にありますように、国・県レベルでの研修は既に始まっており、当市の小学校からも教員が派遣され、長期にわたる研修を積み、県内の研修会の講師としても活躍しております。

教育委員会といたしましては、今後の小学校英語の教科化を見据えて、当市において、小学校英語研修講座、英語授業研究会、研究員研修講座、英語研修講座・講演会、推進委員会等、各種研修会を継続して実施し、あらゆる機会を捉え、小学校の学級担任の英語指導力向上を図ってまいります。

また、中学校における指導体制の強化につ

いても、国・県レベルの研修も既に始まっています。

小学校との連携が問題点として挙げられていることから、小学校英語研修講座等に一緒に参加し、情報交換や指導内容、指導方法等共有を図りながら、指導力向上に努めてまいります。

並びに、当市では、青森県における英語教育拠点施設の設置及び県立高等教育機関の設置を県への重点事業要望事項として継続し、当市が青森県の英語教育の拠点となるよう今後も引き続き強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　瀬崎議員。

○５番（瀬崎雅弘君）　御答弁ありがとうございました。

質問順に再質問させていただきます。

教育問題の１点目の英語教育の成果と問題について再質問いたします。

これまで実施してこられた内容につきましては、非常にいい成果があらわれているということで安心しました。

ただ、問題点として言われたとおり、やはり小学校、中学校の連携のあり方ということ、やはり私もこの点が気になっております。

私が英語の教育を受けたのは、今から５０年ぐらい前で、中学生からでありますけれども、最初は「This is a pen」「spring has come」とか、やさしい英語から始まりましたが、非常に興味がありました。

ところが、学校の授業内容が文法や表現方法に偏りがちで、実際の生活場面で最も必要とされる、話す力の育成ということにつながっていない印象がありました。

今と昔では時代が異なるので、現在の授業内容と昔の授業内容を同等に比較することはできませんが、特にコミュニケーション能力を身につけさせるのが重要だと思います。一般的に、米国等に留学する外国人として、日本人は試験はできるが、会話ができないとよく言われます。

小学校の英語教育を通じ、子供たちに何を身につけさせるかを明確にする必要があると思います。英語それ自体を教えることが目的でなく、英語はコミュニケーションの道具であるということを見失うことなく実施すべきだと思います。

幸いにも三沢市は、児童の英語に対する興味、関心をさらに高めるために、子供たちの話す力を育成するために、米軍三沢基地の小学生との交流事業を実施しておられ、非常に有意義な活動だと思います。

ただ、中学校においては、主に外国語指導助手、いわゆるＡＬＴによる英語学習等でコミュニケーション能力を育成しておりますが、米軍三沢基地との生徒同士による交流事業についても、中学校でも実施すべきだと思いますが、その点について再質問いたします。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

教育長。

○教育長（吉田　健君）　瀬崎議員の再質問のコミュニケーションの道具として英語力を身につける実践の場として、交流事業は大事である。このことから、小学校同様、中学校でも交流事業を継続して行ってはどうかについてお答えいたします。

このことについては、瀬崎議員御指摘のとおり、コミュニケーションの道具として英語力を実践する、学びの場とする交流事業は大事であります。

中学校においては、小学校同様、基地内小中学校と協議・調整し、例えば部活動練習等のスポーツ交流、また、お互いの学校行事等を通した文化交流が考えられます。

また、既に実施しておりますイングリッシュキャンプへの合同参加等も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　瀬崎議員。

○５番（瀬崎雅弘君）　答弁ありがとうございました。よろしく実際に積極的に活用していただきたいと思います。

それでは、教育問題の２点目、英語教育に関する体制整備に向けた三沢市の取り組みについて再質問いたします。

答弁では、拠点施設の云々という、県に要望しているということはよく理解しております。

ただ、小学校における指導体制の強化のため、もう少し具体的に、英語教育推進リーダーの過配置や専門教員の指導力向上、学級担任の英語指導能力向上を求められているということでありますが、もう少し具体的に御説明願いたいと思います。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

教育長。

○教育長（吉田　健君）　瀬崎議員の再質問の英語教育に関する体制整備に向けた三沢市の取り組みについてお答えいたします。

このことについては、先ほどの答弁の中でもお話ししたとおり、あらゆる研修等の機会を捉え、英語教育に関する体制整備を確実に進めてまいりたいと考えております。

研修の数はかなり多くなると思いますが、このことについては、教育委員会の学校教育課指導主事を中心とした先生方と現場の先生方との研修の中身を精査、また、問題点を提起しながら確実に一つ一つ課題を解決してまいりたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　瀬崎議員。

○５番（瀬崎雅弘君）　将来に向けた体制整備、しっかりお願いしたいと思います。

それでは、２点目の三沢空港の利用促進について再質問いたします。

市長の答弁で、搭乗率が約２．３％上昇したということでありますけれども、非常にいいことだと思います。さらに、駐車場の利用もかなりふえていると思います。

ただ、一番懸念するのは、駐車場の完全無料化に伴いまして、三沢空港の利用促進を図るのは非常にいいと思います。ただ、その反面、三沢空港発着便に接続する２次交通を利用する方が減少するのではないかと危惧します。

三沢空港駐車場の完全無料化に伴い、２次交通の利用状況については今どうなっているのか、再質問したいと思います。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

政策財政部長。

○政策財政部長（大澤裕彦君）　空港利用の２次交通の利用状況についてお答えいたします。

現在、２次交通といたしまして、八戸市方面には、十和田観光電鉄による空港連絡バスと、十和田市方面には、十和田市と三沢市にあるタクシー会社が運行しておりますけれども、まず、バスのほうですけれども、１日当たりでは、平成２７年度は１日約４６名、２６年度は１日当たり約４９名で、３人ほど減っております。

また、タクシーのほうですが、これは利用者が少ないので、月平均では、平成２６年度は２４名、平成２７年度は２５名、平均では１人増というような状況になっております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　以上で、瀬崎雅弘議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

奥本菜保巳議員の登壇を願います。

○４番（奥本菜保巳君）　おはようございます。

日本共産党奥本菜保巳でございます。

まず、１３日に行われる三沢航空祭において、米空軍のホームページにより米海兵隊のＭＶ２２オスプレイが２機から３機展示されるとの報道がありました。

オスプレイは、かねてから事故が多いとされ、ことし５月にもハワイで死亡者１名、２１人負傷、墜落事故を起こしています。

当市には、飛行ルートや日時の詳細、安全対策など、何ら情報提供がないということです。これは、地元軽視の何物でもありません。

当市として、市民の命と安全を守るため、しっかりと情報提供を求め、市民に報告する

義務があり、危険なものは展示させるべきではないと思います。

それでは、マイナンバー制度、プレミアム商品券、部活動における遠征の送迎について、通告順に質問いたします。

第１の質問、マイナンバー制度について質問いたします。

国が進める社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度は、この１０月２日時点での最終住所によって、５日ごろから番号通知カードが書留で送られるとしています。国民一人一人に１２桁の番号をつけて、個人の情報管理を一元化するシステムになっています。

政府広報紙によりますと、マイナンバーの活用により、次の三つの点が強調されています。

第１は、公平公正な社会の実現として、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、不正受給の防止に役立ちます。

第２は、国民の利便性の向上として、年金や福祉の申請時に用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

第３は、行政の効率化として、行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

また、マイナンバー制度は、安心・安全の仕組みであると記しています。

制度の面の安全確保として、なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務づけられ、マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督する。法律に違反した場合の罰則を従来に比べて強化しています。

システム面での安全性に対しては、個人情報は、これまでどおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散化して管理するので、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。行政機関同士の情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。システムにアクセス可能なものを制限・管理し、通信する場合は暗号化します。

平成２９年１月からは、情報提供等記録開示システムが稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか、不正、不適切な照会・提供が行われていないかを自身で確認することが可能になります。

以上のような解説文で、安心・安全を強調しています。

しかし、このような政府広報紙の内容で、市民の皆さんは本当にマイナンバー制度の運用に対して、自身のメリットやリスクを理解できているのでしょうか。

私の町内会では、会員の方から、説明会に３回出席したが、内容がよくわからない。何のためにやるのかなどの疑問の声も上がっていました。

また、マイナンバー制度の開始によってさまざまな混乱が予想される中で、市の受け入れ態勢は万全なのか、日常業務とマイナンバー業務とが重なり、現場が大混雑する中で、カード発行業務がスムーズにできるのかといったことが懸念されます。

私は、このマイナンバー制度のリスクについて、しっかりと検証する必要があると思っています。

確かに、さまざまな手続上、それを活用する側では、極めて効率的なツールであることはわかります。しかし、その程度の効率化のために、３，０００億円以上の税金が使われ、維持管理費も多額になることに疑問を感じざるを得ません。

政府からは、費用対効果も明らかにされていません。税の公平性から、徴収逃れや不正受給を是正して税金を集めても、それ以上にシステムの導入やシステムの更新などの維持管理費に経費がかかれば意味がありません。

また、行政の効率化を強調していますが、現在、どこの自治体もぎりぎりの職員数で業務をこなしているのが実態です。そういう中で、マイナンバー制度導入で、どの業務がど

れだけ効率化され、それによってどれだけ人員が削減できるのでしょうか。効率化に多額の経費をかけるようでは、本末転倒ではないでしょうか。

そして、何よりこの制度で懸念されているのが個人情報の漏えい、なりすましなど、犯罪に利用されるという問題です。

日本でも、ことし、日本年金機構での約２５万件に上る個人情報流出が問題となりました。個人情報流出を悪用した詐欺事件も発生しています。東京商工会議所でも１万２，０００件を超える会員企業などの個人情報が流出したことも明らかになっています。

政府は、対策をとっていると言いますが、人間がつくり、運用する以上、１００％安全ということはあり得ません。例えば情報を役所同士などでやりとりする途中にある中間サーバーは、全国２カ所に共同化・集約化が図られるとありますが、ここがサイバー攻撃を受けたときに、大量の情報が一網打尽で漏れるのではないかという懸念もあります。

また、役所関係だけでなく、民間の事業所でもマイナンバーの管理が必要になりますが、そこから流出するリスクもあります。

さらに、個人情報流出の経路として最も危険視されているのが、個人のパソコンでマイナンバーに基づく情報を見ることができるマイポータルというシステムです。ＩＣカードとパスワードさえあれば、特定の個人のありとあらゆる情報を一覧できるわけですから、十分な注意が必要です。

このまま市民の十分な理解や対応策がないまま実施されてしまえば、大変な混乱が予想されます。

そこで、次の点について伺います。

１、三沢市民への周知と認知をどのように把握しているのか。２、マイナンバー制度についてのスケジュールや体制づくりの進捗状況はどうか。３、当該制度にかかわる当市の財政負担はどのようになるのか。４、セキュリティー対策について、当市の取り組みはどうか。５、専門知識のあるシステム担当者数と職員への指導体制はどうなっているのか。６、市民からの質問や相談等への対応、例えば専門の相談窓口の設置など、どのように対応されるのか。

以上６点について当市の見解を伺います。

次に、第２の質問、プレミアム商品券について質問いたします。

国が緊急経済対策として補正予算を組み、地域住民生活等緊急支援のための交付金が計上されました。当該交付金には、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の二つのタイプがありました。

地域消費喚起・生活支援型は、消費を喚起し、生活支援に直接効果を発揮するものが対象とされており、プレミアム商品券やふるさと名物商品券、旅行券、低所得者向け灯油購入助成などが当該交付金のメニュー例として国から示されました。

地方創生先行型として、若者等のＵターン、Ｉターン、Ｊターンへの助成、地域仕事支援、創業支援、販路開拓に加え、少子化対策などがメニュー例として挙げられていました。

しかし、ほとんどの自治体で、短い期間の中で事業を提起しなければならないため、地域消費喚起・生活支援型では、金太郎あめのように、全国どこの地域でもプレミアムつき商品券の発行に取り組ました。

この交付金の狙いは、地域の消費喚起により地域の経済を活性化することにありますが、国が示すように、生活支援に直接効果を発揮するものでなければなりません。三沢市では、その目的が達成されたのでしょうか。

原資は税金ですから、公平に多くの市民に還元しなくてはなりません。消費税が８％に引き上げられ、また、さまざまな食料品等の値上げにより、消費が落ち込んでいました。何より生活支援になるように配分されるべきものではないでしょうか。

三沢市でも御多分に漏れず、プレミアム商品券が販売されました。先行型として、思いやりパスポートを送付し、昨年の臨時給付金

を受給された方、７５歳以上の方、２級以上の障害者の方々を対象に、２日間にわたって販売を行いました。販売初日には、売り切れたら大変だと対象者が殺到し、市の庁舎付近の道路では車の渋滞がひどかった。また、公会堂内では、混雑していたため、何時間も待たされてくたびれたという声も聞いています。高齢の方が多いので、もっと販売するに当たっては配慮が必要だったのではないかなどの意見も聞かれました。

一般の販売に関しては、５月１５日から１７日の３日間でしたが、完売には至らず、延長されたようですが、その後、完売されたと伺っています。

当該交付金の原資は税金であり、国が借金をして捻出したものですから、当該事業のあり方と効果等についてしっかりと検証する必要があると思います。

そこで、次の点について伺います。

１、プレミアム商品券の発行に際しての周知は徹底されたか。２、発行方法、発行場所の設置は適切に行われたか。３、市民からの要望や苦情はあったか。４、地元個人事業所への経済効果の見通しはどうか。５、生活支援としての機能は果たされたか。６、商品券の使用期限は１１月１４日までとなっているが、現時点での利用状況はどうか。また、期限までの改善点はあるか。

以上について答弁を求めます。

次に、第３の質問、部活動における遠征の送迎体制について質問いたします。

現在の部活動は、教育の一環として構成され、生徒は任意で参加することになっていると伺いました。任意といっても、ほとんどの生徒が好きな部に所属し、日々練習に励み、地区や県、東北、全国での優勝を目指し、頑張っているのではないでしょうか。そういう子供さんたちの夢や芽を潰さないよう応援態勢を整えてあげたいものだと思います。

三沢市における過去の実績を見ても、野球では二中が全国大会に出場したり、そのほかバレーやバスケットなど多くの種目で好成績を上げています。目標を持って、それに向かって努力するということは、教育としても大切なことだと思います。

文部科学省では、運動部活動の意義として、学校教育活動の一環として、自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。体力の向上や健康増進、また、学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することによる生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として、大きな意義を有するものであるとの見解を示しています。

最近では、熱心な顧問や親御さんが、強くなるために練習試合や大会などに多く出場するところもあるようです。

そうした中で、遠征では、保護者の送迎、引率を基本にしている学校が多いと伺っています。引率、送迎の各学校の対応では、中体連や新人戦などは、学校でバスを手配するそうですが、それ以外は、その部活の顧問や保護者任せの対応となっているようです。現地集合に設定されている部もあるそうです。

そうした中、どうしても家庭の事情で送迎できない保護者に対しては、他の保護者の方にお願いして、乗り合いで対応されており、万一の事故等については、運転、引率者への責めは一切いたしませんといったような誓約書、確認書をとって対応しているそうです。

とはいっても、送迎の負担が一部の方にだけのしかかり、そのため、頼みづらく、部活をやめさせようかと悩んでいる親御さんもいると伺っています。

部活動は、教育課程ではなく、あくまで任意の形態をとっているとはいえ、教育の一環として大変重要な意義を持っています。まして、中学校は義務教育であり、公立の学校という特性から、保護者任せというのでは、公的責任といった観点から見ても不十分であると感じています。当市として対応策が必要であると思います。当市の見解を伺います。

以上で、檀上からの一般質問を終わります。

○議長（小比類巻雅彦君）　ただいまの奥本菜保巳議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの奥本議員御質問のプレミアム商品券については私から、その他につきましては担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

国では、地域の消費喚起など、景気の大切な部分にスピード感を持って、的を絞った対応をするために、地方公共団体が実施する消費喚起策や小売に直接効果を有する生活支援策に対して、地域住民生活等緊急支援のための交付金を創設いたしました。

当市では、本交付金の対象事業について検討を重ねた結果、国・県が推奨する商品券の発行事業を実施することとし、プレミアム率２０％つきの商品券をプレミアム商品券として一般向けに、また、低所得者、高齢者及び障害をお持ちの方を対象とした、そのプレミアム商品券を２割引で購入することができる思いやりパスポート事業をそれぞれ実施したところであります。

御質問の第１点目、プレミアム商品券の発行に際して周知は徹底されたのかについてお答えをいたします。

商品券発行に当たっては、できる限り多くの市民の方々に当該事業の実施について知っていただけるよう、広報みさわやマックテレビはもとより、ポスターの掲示、市及び商工会ホームページでの掲載、新聞折り込みなどによるチラシの配布等により、事業の周知に努めたところであります。

また、思いやりパスポート事業においては、一般販売との混同を避けるため、対象となる世帯主へ直接はがきを郵送することにより、周知を図ったところであります。

次に、第２点目の発行方法、発行場所の設置は適切に行われたのかについてお答えをいたします。

本事業の実施に当たりましては、地元商工業者等の意向を反映するとともに、多くの市民の方々に御利用いただけるように額面を５００円にするなど、実施主体であります商工会と細部にわたって協議を行い、事業内容を決定したところであります。

また、発行場所につきましては、商品券の発行額が３億６，０００万円、セット数で６万セットとなっており、大勢の購入希望者が集中することが予想されることから、駐車場が確保できること。行列ができたとしても、近隣への影響が少なく、多くの発行窓口を設置できることなどから、三沢市コミュニティマーケットを発行場所に選定したところであります。

なお、発行の際には、大きな混雑もなく、来場される方にスムーズに商品券を御購入いただいたものと考えております。

思いやりパスポート事業の発行方法につきましては、低所得者や高齢者及び障害をお持ちの方が優先的に購入できるよう、一般販売の前に２日間の先行販売を行ったところであります。

また、発行場所につきましては、高齢者及び障害をお持ちの方のことを考慮して、屋内の公共施設である三沢市公会堂を選定したところであります。

なお、購入を希望された方には確実に御購入いただけたものと考えております。

次に、第３点目の市民からの要望や苦情があったのかについてお答えをいたします。

三沢市コミュニティマーケットにおいて実施した一般販売では、特段苦情等がございませんでしたが、思いやりパスポート事業におきましては、発行期間が２日間と短いことや、待ち時間が長いことなどの苦情をいただいたところであります。

次に、第４点目の地元個人事業所への経済効果の見通しはどうかについてお答えをいたします。

本事業は、地域の消費喚起を図るととも

に、地域に根差した小売店に経済的効果を波及させることが当初からの目的の一つでありました。

こうした観点で、８月末現在における利用者実績を調べましたところ、売り場面積１，０００平方メートル以上の大型店を除く、いわゆる小売店の利用額は１億２，８０１万８，０００円で、利用割合は４０．４４％となっております。

また、本事業につきましては、直接的な効果だけではなく、いわゆる消費の前倒しを促したことや、地域以外での購買抑制を図ったこと、本事業の周知により、市内小売店を再認識していただくことができたことなども効果の一つである考えております。

なお、本事業については、事業終了後、経済波及効果を検証し、国に対して報告することになっておりますことから、今後、その検証作業に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、第５点目の生活支援としての機能は果たされたのかについてお答えをいたします。

今回のプレミアム商品券の発行とあわせて実施をいたしました思いやりパスポート事業につきましては、平成２６年度臨時福祉給付金を支給された方、平成２７年４月１日現在で７５歳以上の方、身体障害者手帳１、２級、精神障害者保健福祉手帳１級、愛護手帳Ａをお持ちの方がいらっしゃる６，７７２世帯を対象に実施をいたしており、２日間の先行販売期間で約３３％に当たる ２，２５５世帯の方に商品券を購入していただいております。

しかしながら、それ以外の方には御購入をいただいていないことから、生活支援の効果としては、限定的であったのかと考えております。

最後に、第６点目の商品券の使用期間は１１月１４日となっているが、現時点での利用状況はどうか、また、期限までの改善点はあるかについてお答えをいたします。

プレミアム商品券の換金状況につきましては、８月末現在、発行額３億６，０００万円に対しまして、換金額は３億１，６５６万８，５００円、換金率は８７．９％になっております。

また、利用状況でありますが、食品が２億５４５万４，５００円と最も多く、続いて薬・化粧品が２，５０４万３，５００円、生活雑貨が１，６８９万５，０００円となっております。

なお、現在のところ、利用者に関しての苦情等はいただいておりませんが、全ての商品券を使用期限までに御利用いただくよう、今後、チラシやホームページ等によりまして使用期限の周知を図ることといたしております。

私からは、以上であります。

○議長（小比類巻雅彦君）　総務部長。

○総務部長（宮古直志君）　マイナンバー制度についての御質問にお答えいたします。

第１点目、三沢市民への周知と認知をどのように把握しているのかについてですが、マイナンバー制度については、市のホームページにおいて本年２月から情報を掲載し、随時更新してまいりました。

また、広報みさわ３月号に制度の概要を掲載したほか、通知カード及び個人番号カードの概要について、９月号と１０月号において連載を予定しております。

さらに、６月には、市内の納税貯蓄組合に対し制度の説明を行い、御理解をいただいたところでございます。

今後におきましても、必要に応じてホームページ、広報みさわ、マックテレビ等を活用し、周知してまいりたいと考えております。

なお、市民の認知度調査は実施しておりませんが、７月から８月にかけまして実施されました内閣府の全国調査によりますと、マイナンバー制度の言葉を聞いたことがあるという割合は９０．３％、制度の内容まで知っているという割合は４３．５％とのことでございました。

第２点目、当該制度のスケジュールや体制づくりの進捗状況についてお答えいたします。

まず、スケジュールについてでございますが、国によりますと、１０月中旬から順次通知カードが発送され、１１月中には全世帯の発送が完了予定となっております。

平成２８年１月からは、社会保障、税、災害対策の申請手続等でマイナンバーの記入が必要となります。また、希望者に対する個人番号カードの交付も始まります。

なお、マイナンバーを利用して、各行政機関が情報のやりとりを行うのは、平成２９年からの予定となっております。

体制づくりの進捗状況についてですが、マイナンバー制度導入に向け、関連システムの導入を総合的に行うため、今年度、情報システム課を設置いたしました。４月には、各部長を委員とする三沢市コンピューターシステム検討委員会を開催し、５月には、担当課職員による番号制度推進会議を設置し、各課における作業のスケジュール等を確認しております。現在は、担当課におきまして、制度導入に向けて準備を進めているところでございます。

第３点目、当該制度にかかわる当市の財政負担はどのようになるのかについてお答えいたします。

９月補正予算要求分も含めまして、今年度の予算額ですが、システム改修費等の経費としまして７，３８２万７，０００円、そのうち国からの補助金は２，２２５万２，０００円となっております。

また、通知カード及び個人番号カード関連事務経費としましては１，７０５万５，０００円、そのうち国からの補助金は１，５７７万６，０００円となっております。

次に、４点目、セキュリティー対策における当市の取り組みについてお答えいたします。

当市では、マイナンバーを含む情報は、外部と接続されていないネットワークを使用いたしておりますので、直接外部に流出することはありません。

また、年金情報流出問題を受けまして、７月には、臨時的任用職員も含めました全職員に対し、個人情報ファイルの取り扱いについて再確認をするため、説明会を実施しております。

今後におきましても、随時、セキュリティー点検を実施して、情報の保護に努めてまいりたいと考えております。

次に、第５点目、専門知識のあるシステム担当者数と職員への指導体制についてお答えいたします。

システム及びセキュリティー対策につきましては、情報システム課職員６名で担当しておりまして、第４点目で御説明いたしました全職員に対する説明会におきましても、情報システム課職員から説明を行ったところでございます。

次に、６点目、市民からの質問や相談への対応策、例えば窓口の設置はどのようにするのかについてお答えいたします。

マイナンバー制度に係る臨時窓口につきましては、今後、設置を予定しておりますので、準備が整い次第、市民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　教育部長。

○教育部長（中村健一君）　部活動における遠征の送迎体制についての御質問にお答えいたします。

現行の中学校学習指導要領では、部活について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学校教育の一環として行うものと規定され、生徒の自主的・自発的な参加により行われることとされております。

現在、当市の中学校においては、生徒の自主的・自発的な参加によって部活動が行われており、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する上で大きな役割を果たしております。

市内中学校の部活動における遠征の送迎に関しては、中学校体育連盟や吹奏楽連盟が主催する大会及びコンクール等、保護者からの徴収金と市からの補助金により、貸し切りバス等を利用し、行っております。

それ以外の土曜日や日曜日に開催される各種大会や練習試合等への送迎は、保護者の協力による自家用車等を利用して行われており、事情により保護者による送迎が難しい場合には、保護者間での連携・協力により対応している状況であります。

このような状況から、教育委員会といたしましては、通常の練習試合等への財政的な支援について、現在のところは考えておりません。

しかし、より大きな負担を伴う東北大会、全国大会への出場については、これまでおおむね旅費の５割を補助しておりましたが、今年度からは７割補助に改めるなど、保護者の負担軽減に努めているところであります。

いずれにいたしましても、今後も安全面への配慮や保護者に対する過度の負担への考慮、生徒に疎外感を持たせない運営上の工夫について、校長会等の機会を利用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　奥本議員。

○４番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、一問一答方式で質問順に再質問させていただきます。

まず、マイナンバー制度について再質問いたします。

マイナンバー制度、今、るる御説明いただきましたけれども、国民の利便性、税の公平公正、行政の効率化というのがすごく強調されているのですけれども、やはり今一番注意しなければならないのは、システムの体制づくり、セキュリティーというところだと思います。

これは、市民の皆さんがマイナンバー制度に対して被害をこうむってはいけない。いろいろな詐欺とか、なりすましというのが懸念されます。やはり人間のやることですから、一応体制はできていますというふうにおっしゃっていましたけれども、まだまだ私は足りないのではないのかなというふうに思っております。

周知のほうは、かなり最近では新聞等でもテレビ等でも、マイナンバー制度というのが出ておりますので、聞いたことがあるという市民の方は多いと思いますが、しっかりとした中身というのを理解しているという方は、先ほどもありましたけれども、本当に少ないのではないのかというふうに私は思っていまして、まず、この制度が進むにつれて、その機会ごとに理解していく方法もあるのですけれども、まずはセキュリティー。

今、通常の業務を行いながら対応するわけなのですけれども、セキュリティーに、コンピューターに精通している職員の方というのがほとんどいないというような話を前に伺ったことがあります。プロの事業者に頼らざるを得ないというような状況等もあるのではないのかなというふうに思っていまして、まず、市民の皆さんと事業者さんに絶対に不利益を与えてはならない。

今、外部との接続を離しているので、そこからサイバー攻撃等を受けて漏れるようなことはありませんというようなお話だったのですが、これは確認なのですけれども、今、年金機構の個人情報流出で、サイバー攻撃を受けたということで、分離するという作業が全国で進められているようなのですけれども、７月３０日の新聞報道で、総務省が全国１，７８９の都道府県と市町村に緊急調査を実施したところ、自治体で完全に分離しているのは７％にとどまっているというふうにあったのです。三沢市はこの７％の中に入っているということなのかなと思って、今すごいびっくりしたのですけれども、この分離というのはしっかりと今されているのか。

そしてまた、今、特定個人情報保護評価という委員会で、きちんとそれが悪用されてい

ないかとか、情報がきちんと管理されているかというのを、それをチェックするところがあると思うのですが、それも市として設置するというふうな方向でいっているのでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（宮古直志君）　再質問にお答えいたします。

まず、１点目のところは、システムの分離のことだと思いますけれども、これにつきまして、今、マイナンバー制度を導入するに当たりましては、先ほど答弁もしましたように、マイナンバー制度をやるに当たってのシステムについては、外部との接続はしないようなシステムになっております。

ただ、完全に分離というのは、また、市の電算システムというか、そちらのほうに関しましては、さまざまなところがございますので、そちらのほうから、もしサイバー攻撃等があるかもしれません。そういうことも踏まえまして、市のほうでは、国のほうで行っております、独立行政法人で行っておりますサイバー攻撃探知通知事業というのに加入を申し込んでおりまして、それらも踏まえて、体制については組んでおります。

それからもう一つ、委員会のお話がございました。その委員会のことにつきましては、これからさまざま関係の省令、府令等が自治体のほうに回ってくると思いますので、それを熟読して、いろいろ対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　奥本議員。

○４番（奥本菜保巳君）　それでは、再々質問させていただきます。御答弁ありがとうございました。

今、私もコンピューターのことは、プロではないのでわからないのですけれども、まず分離のほうは、そうすると完璧にやられているということではないということで、今後、１月から税金のほうがスタートするわけですよね。それに当たってしっかりと対応していただきたいというふうに思うのですけれども。

また、それと同時に、過去の個人情報漏えい原因、これ日本ネットワークセキュリティ協会の調査データなのですけれども、これはサイバー攻撃等を受けたりとか、さまざまな情報漏えいの原因が何だったのかというので、１番の３４．９％、その原因の１位が誤操作だったのです。次が管理ミス、３２．３％、２番です。次に、紛失、置き忘れ、１４．３％。これが情報漏えいの原因、三つあるのですけれども、やっぱり行政のしっかりした管理というのが一番大事なのだと思うのです。

今、市民の皆さんにしっかりと伝えておかなければならないのは、通知カードを絶対紛失させないようにしっかりと保管するということを周知させなければならないと思います。それが盗まれた場合に、なりすまし等とかも出てきますので。

先ほど、窓口もこれから設置するというふうに言っていましたけれども、マイナンバー制度を悪用した詐欺というのも徐々に出てきました。そういう部分についてのしっかりとした対応ということについて、今すぐやらなければならないということについてのお考えをお聞かせください。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（宮古直志君）　再々質問にお答えします。

先ほど来、議員は、セキュリティーにつきまして大変御心配ということで、先ほど私のほうでも申しましたように、内閣府の先ほどのアンケート調査にもありましたように、市民、住民の方がセキュリティーについて大変懸念を持っているということについて、我々行政側も十分熟知しております。

これにつきましては、先ほど来お話ししましたように、今後導入されるマイナンバー制度につきまして、広く市民の方にこの制度を

きちんと普及することは当然のことながら、我が行政側もこの対応につきまして、職員が、先ほど来そういう誤作動ですか、いろいろ話がございました。そういうことのないように、何度も注意を与えながら、また、説明会を実施しながら対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　奥本議員。

○４番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。しっかりと対応していただきたい。

そしてまた、できないようであれば、国に対して、しっかり延期なり中止なりを求めていくということも一つの方法かと思いますので、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

次に、プレミアム商品券について再質問させていただきたいと思います。

地域経済緊急支援交付金という目的、先ほども質問で言いましたけれども、やっぱり地域での消費喚起、これは達成されたのかなというふうに、使われたのかなというふうに思うのですけれども、生活支援、これは私の質問の中で５番目になるのですけれども、生活支援として機能が果たされたのかというところを、先ほど全体の３３％の方が購入されたと。

これは、先ほどから何回も言いますけれども、原資は税金です。これは広く還元していただかなければならないものだったと思います。なおかつ、今、消費税等の引き上げによって、生活が大変だという方たちが多いということもあっての緊急支援なのです。

それで、私、調べさせていただいたところ、青森県の１０市、低所得者、子育て世帯、生活保護世帯、高齢者世帯への福祉的なプレミアム商品券を買ってもらうのではなくて送付する、支給するという方法を、１０市のうち５市がやっていました。青森市、八戸市、黒石市、平川市、つがる市が、１世帯大体４，０００円から６，０００円程度の商品券を全ての対象者に支給しています。

三沢市の近隣では、おいらせ町、六戸町、七戸町、東北町が生活支援策として商品券を送っています。

私、前に特別委員会でも言ったのですけれども、買っていただくとなれば、買えない人もいるし、行けない人もいるし、体力的な問題、家族の問題等々で、いろいろなそういう問題で、３３％の残りの方々は行けなかったのではないかなというふうに思うし、そのときに４，０００円なり１万２，０００円なり、そういうお金が２日間の間に準備できなかったのかもしれませんし、そういう部分での対応というのが、私は三沢市としては多少機能しなかったのではないのかなというふうに思うのですが、それについて御答弁をお願いします。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

政策財政部長。

○政策財政部長（大澤裕彦君）　プレミアム商品券に関する生活支援策についての再質問にお答えいたします。

先ほど市長のほうから、生活支援としては約３３％の方に商品券を御購入いただいて、限定的であったという御答弁を申し上げましたが、当市では、このほかに生活支援策として、今回の思いやりパスポート事業のほかに、今年度中に小学生、中学生をお持ちの方の世帯に対して、学用品の購入券を教育応援クーポンとして発行する予定です。そのほかに、未就学児のお子さんをお持ちの世帯に対して、地場産品の配付を予定しているところです。ですので、今のプレミアム商品券とあわせて、別に直接な生活支援策を今年度中に行う計画としております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　奥本議員。

○４番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

今、支援策として支給する項目もあるというようなことをおっしゃっていましたけれども、やはりそれはそれ、このプレミアム商品

券は商品券として、やはり消費喚起に結びつくという部分、あと、低所得者、生活保護の方にもほかの自治体では支給しています。そういう部分で、私は、その対応が生活支援には効果がなかったのではないのかなというふうに思っております。

このプレミアム商品券という事業は、さまざまな課題が、全国的にもいろいろ買い占めている人がいるとか、あとは八戸等でも新聞の記事で、ユニバース等でも結局現金に置きかえられただけで、売り上げが伸びたわけではないと。

私も三沢市の個人事業者の方に、商店の方にお聞きしたのですが、どうですかと、プレミアム商品券で売り上げが伸びましたかというふうにお聞きしたら、現金にかえられたという部分だけで、食料品なので、なかなか何倍も買うというふうにはならないから、余り変わらないというような答えをいただいたのですけれども。

やはりこの事業として、ばらまきではなく、今、国に報告することになっているというふうに言われていました。この事業をしっかりと検証して、国に対して、今後、さまざまなこういうふうな緊急支援策というのが出てくるかもしれません。そのときに、きちんと効果が出るもの、そういうふうなものをきちんとしてほしいということも、国に対してしっかりと言うべきではないかなというふうに思うのですが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

経済部長。

○経済部長（山本　優君）　先ほど市長の答弁のところにもありましたように、今後、事業が終わったら、きちっと事業の検証をして、そして報告をするということになっておりますので、その中で、いろいろな問題点があったら、それはそれで報告させていただきたいと思っております。

なお、先ほど生活支援の部分でということでお話し申し上げましたが、もう一つの観点で言いますと、一般販売の部分、プレミアム商品券を売った中で、これも先ほど市長の答弁のところにあったのですが、食品を購入した方々が云々という数値があります。これは食品が６４．９％、そして薬・化粧品が７．９１％、それから生活雑貨が５．３４％、今、購入されている中で割合として使われていると。これも一種の生活支援という意味では、効果があったのではないのかなと思っております。一般の方々がプレミアム商品券を買っていろいろなものを買うという部分では、あったのではないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　奥本議員。

○４番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

私は、生活支援に役立っていたというふうには思っていないのですが、ただ、自分でお金を出している部分も大きいですから、プレミアム商品券を買うときに。ですから、私もそういうふうには感じていませんけれども、次の再質問に移らせていただきます。

部活動の送迎体制なのですけれども、先ほど土日の練習試合等々に関しては、保護者の方の連携でお願いしているというようなお話がありました。

まず、学校に電話して伺ったところ、学校で対応がばらばら、まちまちだったのです。努力されていろいろお金を集めたりして、バスを借り上げて行ったりとか、それからあとはほとんどが父兄の方たちの乗り合いとかをお願いしたりというふうにしてやっているということなのですけれども、やはり学校教育の一環と先ほども強調していましたけれども、教育課程ではないからといって切り離すのではなく、土日の練習試合に対しても、公立の学校である以上、私はしっかりと教育委員会として寄り添う必要があると思うのです。

そこで、偉そうに私があれこれ言うような立場にはありませんけれども、まず実態を調

査する必要があるのではないのかと。やはりそういうことが、土日の練習試合等々で、そこについていけない父兄の方々がいらっしゃる。でも、子供さんは、そのスポーツを頑張りたい。乗せていってもらうのが大変なので子供をやめさせるというような、そういうふうなことになったら、本当に部活の意味が、私は教育の一環としての意味がなくなるのではないのかなというふうに思っていて、そこでまず、アンケート調査なり、保護者の方の悩み等を、ＰＴＡの方々とそういう実態調査というのに取り組まれたどうかなと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

教育部長。

○教育部長（中村健一君）　奥本議員の再質問にお答えをいたします。

実態調査ということでございますけれども、部活動は学校教育の一環として行うものでありますけれども、教育課程外の活動であり、各学校が実態に応じて行うものであるため、教育委員会としては、校長会等を利用するなどして、必要に応じて実態を把握してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻雅彦君）　奥本議員。

○４番（奥本菜保巳君）　今、そこで頑張っていただきたいというような、ちょっと冷たいような感じの答弁でしたけれども、やはり交通事故ですね。やっぱり学校に、教育課程の一環としても、そういうことがかかわると思うのです。

交通事故等というのを考えて、まず、全国で調べると、原則保護者の送迎は禁止というふうになっている学校等もあるのです。交通機関を利用したり、また、バス借り受けというふうに。なぜかというと、乗り合いにした場合に、事故というのが一番問題になる。

先ほども言いましたけれども、誓約書を書いてもらって、私は何かあっても、万が一死亡事故になっても責任は問いませんと、一切言いませんというようなものを書いてもらうというふうになっているようなのですが、それでも、全国で見て、今まで裁判にまでなっているという事例もあるそうなのです。裁判沙汰になっているという。やはりそこで誓約書を書いたとしても、そういうことがあっては、本当に人間関係等もいろいろあると思うのです。

そこで、私は一番、先ほど予算のこともおっしゃっていましたけれども、市長に再度お聞きしたいのですけれども、今、商業の応援に頑張っていらっしゃいました。大変感動されたと思います、甲子園に行って。それで、部活、皆さん今まで頑張ってきた成果が、そういうふうに実を結んだのではないかというふうに思うのです。

今、予算が絡んでくる問題なのですが、市長として、こういう事故があった場合に大変なことになるというような、そういう乗り合いをそのまま放置していいのかということです。そしてまた、保護者の人が、乗せてもらえなくて、子供に部活をやめさせようかなと悩んでいる、そういうところに寄り添う必要があると思うのですけれども、そういう部分でも、教育にもっと私はお金をかけるべきではないのかというふうに思っています。それについて市長からお言葉をいただきたいのですけれども。突然ですが、よろしくお願いします。

○議長（小比類巻雅彦君）　答弁願います。

市長。

○市長（種市一正君）　再質問にお答えをいたします。

先ほど裁判の問題とか、さまざま言っておりましたけれども、それだけに、これは難しい問題だなと思っております。そういう答弁のことについても、いろいろ議論しておりますけれども、財政的な支援をして、それで終わるのかどうかというのもありますし、なかなか難しい問題だと、こういうふうに思っております。

いろいろな方面と協議をして、いい方向があれば、そういう方向を目指したいなと思っ

ております。

以上であります。

○議長（小比類巻雅彦君）　以上で、奥本菜保巳議員の質問を終わります。

この際、午後１時まで休憩します。

午前１１時３５分　休憩

―――――――――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（小比類巻雅彦君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長を交代します。

○副議長（野坂篤司君）　議長を交代いたしました。

それでは、一般質問を次に移ります。

髙橋武志議員の登壇を願います。

○２番（髙橋武志君）　２番市民クラブ髙橋武志でございます。通告に従いまして一般質問いたします。

国民健康保険の運営について、１件目として質問いたします。

国民健康保険の現状と保険税の値上げについて、改めて質問します。

現在、国民健康保険、略して国保と呼んでいますが、市町村の特別会計として運営されています。収入に応じて支出を抑制するということはできず、支出に合わせて予算を組まなければならない。医療費が増加していく場合には、保険料の値上げか、また、一般会計からの繰り入れにより賄うことになります。

被保険者、すなわち国保加入者への直接の負担増となる。単に値上げに頼らないために、一般会計からの繰り入れがふえているという状態でもあり、一般会計からの繰り入れは、国保加入者以外の住民も含めた負担となることから、不公平感を招くとの懸念もあります。このような状況は、当市、三沢市においても同様であると思います。

去る８月２７日の新聞報道で、当市の国保特別会計、平成２６年度決算において、国民健康保険税の収納率が県内１０市の中で最下位の見込みとなった。今後は保険料の値上げが避けられないなどの内容が報じられました。

また、医療保険制度改革の関連法が今年５月２７日に成立いたしました。国民健康保険、国保の改革法の一つとして、財政規模を大きくし、財政基盤を安定させる。そして、その運営を平成３０年度に市町村から都道府県に移管すると同時に、医療費削減努力に保険者努力支援制度、すなわち医療費抑制努力をした自治体に交付金を支給することも創設されました。

現在の医療保険制度は、お互いの医療費を支え合う国民皆保険制度であり、昭和３３年に国民健康保険法が制定され、そして昭和３６年に全国の市町村で国民健康保険事業が始まり、誰でも、どこでも、いつでも保険医療を受けられる体制が確立いたしました。

この制度の確立から既に５０年以上も経過し、今では、国民誰でもが保険証１枚で、どの医療機関でも保険医療を受けられるのは当然のことだと思われていますが、しかしながら、国の医療費の総額が毎年ふえ続け、平成２６年度に病気やけがで全国の医療機関に支払われた医療費が概算で４０兆円突破と、１２年間連続で過去最高を更新し、現在の仕組みのままでは国民皆保険制度を支えることが難しくなっている現状とも言われています。

その要因には、景気の低迷により経済成長が望めない中での高齢化の進展や、医療技術の高度化、生活習慣病の増加に伴う医療費の増加が続いているからでもあります。

この医療費の増加に、国民健康保険税に係る国民の負担が増加し、滞納者も増加、収納率の低下を招いております。国民健康保険事業は、大変厳しい財政運営を強いられているとも言われています。

県の国保連合会の調べで、平成２６年度の国民健康保険の１人の保険税、保険料見込みは、県内４０市町村の最高は１２万２，１００円と最低は７万４，００７円で、国保税の市町村格差が１．６倍、県平均では９万８８０円であり、当市の保険税は県内２６位の８万９，６９８円となっていました。

この国民健康保険税の支払い先は、医療保険者の市町村に納められますが、病気にかかったときの治療費は、働いている人はかかった医療費の３割を病院の窓口に支払い、残りの７割は皆さんが納めた国民健康保険税などから支払われます。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核として市町村が運営し、市民の生活を支える重要な役割を担っていることから、財政面と制度の安定した運営が何よりも必要だと考えます。

そこで、当市の国民健康保険事業の現状と保険税値上げについて、次の３点をお伺いいたします。

１点目、国民健康保険特別会計の過去５年の収支状況と収納率、また、１人当たりの医療費はどのようになっているのか。また、県内各市と比較しての収納率状況はどうなのか、お伺いいたします。

２点目、収納率向上のために、当市ではさまざまな対策を講じてきていると思いますが、滞納者に対しての収納対策はどのようになっているのか。

３点目、限度額引き上げ以外で、国民健康保険税の税率は何年間据え置いてきたのか。

また、このまま一般会計からの繰り出しの増に頼るだけでは、当市の国民健康保険制度は破綻し、市の財政にも危機を及ぼしかねません。このようなことを見据え、国民健康保険税を見直し、また、値上げする予定はないのか。あるとすれば、いつごろなのか、お伺いいたします。

次に、２件目の質問は、特定健診についてお伺いいたします。

国が進める医療制度改革の一つとして、平成２０年４月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病や脳血管疾患などの予備軍である内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣予防に特化した特定健康診査などが保険者に義務づけられました。

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目して、これらの病気のリスクの有無を検査し、リスクのある方の生活習慣病を、より望ましいものに変えていくための保健指導を受けていただくことを目的とした健康診査であり、保険者が市民の健康を増進し、医療費の削減のためにも、また、何よりも市民が自分の健康管理を把握し、元気で健康な生活を送っていただくためにも、４０歳から７４歳までの特定健康診査受診率の向上が求められています。

しかしながら、当市は県内でも低い状況にあると聞き及んでおります。当市においては、平成２５年度から平成２９年度までの５年間を期間とした、三沢市国民健康保険第２期特定健康診査等実施計画が策定され、また、本年５月には、三沢市健康都市宣言も発表したところであります。

そこで、当市の特定健康診査の受診率向上対策について、次の２点についてお伺いいたします。

１点目、特定健康診査が始まってからの受診率はどのようになっているのか。また、県内各市として比較して、受診率の状況はどうなのか。２点目、受診率向上のために、市としてはどのような対策をとるのか。

以上について、御答弁、御所見、よろしくお願いいたします。

○副議長（野坂篤司君）　ただいまの髙橋武志議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの髙橋議員御質問の国民健康保険の運営についての第２点目、特定健康診査の受診率向上対策については私から、第１点目の国民健康保険事業の現況と保険税の値上げについては民生部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

特定健康診査でありますが、厚生労働省の医療制度改革により、生活習慣病の早期発見、重症化予防を図り、医療費を抑制することを目的に、平成２０年度から始まっており

ます。

当市でも毎年９月に、国民健康保険に加入している４０歳以上７４歳までの対象者全員に受診券を送付しており、集団健診と個別健診のどちらでも受診が可能となっております。

御質問の受診率の推移及び各市との比較でありますが、平成２０年度は１４．３％、平成２１年度は１５．９％、平成２２年度は１６．３％、平成２３年度は１９．０％、平成２４年度は１９．４％、平成２５年度は２１．４％となり、平成２６年度は１０月以降に公表となる予定であります。

受診率は年々増加しておりますが、県内１０市と比較しますと、平成２０年度の開始以来、最下位または9番目となっております。

次に、受診率の向上のための対策でありますが、受診率の向上対策として、受診をしやすい環境づくりのために、昨年度まで個別健診の実施医療機関が３カ所でありましたが、今年度から７カ所にふやしたところであります。

また、市民の皆様の健康意識の向上と受診につながる働きかけが必要なことから、去る７月２９日に行われました町内会会長会議では、受診への声かけの協力を依頼いたしました。

また、今月は、既に受診勧奨チラシを毎戸配布し、未受診者へは受診勧奨はがきの送付と電話での勧奨を行っております。

今後の予定といたしましては、受診申し込みの少ない地域を対象に、町内会長さんや保健協力員の皆様の御協力をいただきながら啓発活動を行いたいと考えております。

生活習慣病は、症状が出ないまま進行することが多いことから、健康なときこそ健診が必要であります。また、早期発見と予防は、医療費の抑制にもつながることから、今後も特定健診の重要性を周知してまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（野坂篤司君）　民生部長。

○民生部長（山本智香子君）　国民健康保険の運営についての国民健康保険事業の現状と保険税の値上げについてお答えいたします。

御質問の１点目、過去５年間の国民健康保険事業特別会計の収支状況についてでございますが、平成２２年度は１億９，４６４万１，０００円の黒字決算、平成２３年度は３億２，４４０万３，０００円の黒字決算、平成２４年度は２億５，９７３万１，０００円の黒字決算、平成２５年度は５，９４７万４，０００円の赤字決算、平成２６年度は１億７１３万６，０００円の黒字決算見込みとなっております。

平成２５年度を除く各年度は黒字決算となっておりますが、いずれも診療報酬支払準備基金の取り崩しによるものであり、さらに平成２３年度と２６年度につきましては、一般会計から法定外繰り入れを含めたもので、実質的には赤字となっております。

次に、国民健康保険税の現年度課税分の収納率についてでございますが、平成２２年度は８７．２％、平成２３年度は８８．１％、平成２４年度は８７．７％、平成２５年度は８６．９％、平成２６年度は８５．６％となっております。

県内１０市と比較いたしますと、平成２５年度以前では６番目から８番目となっておりますが、平成２６年度は最下位となる見込みであります。

次に、１人当たりの医療費についてでございますが、平成２２年度は２４万７，４９７円、平成２３年度は２５万７，４３６円、平成２４年度は２６万４，５７３円、平成２５年度は２７万１，６０１円、平成２６年度は２８万５，７０６円と年々増加しており、特に平成２６年度は、前年度と比較して約１万４，０００円の増加となっております。

次に、２点目の国民健康保険税の滞納者に対する収納対策についてお答えいたします。

当市では、滞納者に対して、各納期限を過ぎてから２０日以内に督促状を送付してお知らせするほか、年３回の一斉催告を行うとと

もに、納税相談の機会をふやすなど、早期の納付を呼びかけておりますが、再三の呼びかけにも応じなかったり、支払い能力があるにもかかわらず、納付いただけない悪質な滞納者に対しては、預貯金や給与等の差し押さえをしております。

また、平成２４年４月から、県と市町村が連携して収納率の向上を目指すために設立された青森県市町村税滞納整理機構にも依頼するなど、滞納処分を強化しているところであります。

次に、御質問の第３点目、限度額等の引き上げ以外での国民健康保険税の税率の改正についてお答えいたします。

税率の改正につきましては、平成１２年度に改正以降１５年間据え置いたままとなっております。この間、医療制度の改革により、後期高齢者支援金等の新たな負担の増や、医療費が年々増加している一方で、被保険者数や所得の減少に加え、収納率の低下など、国民健康保険事業は極めて厳しい状況が続いております。

保険税値上げの時期につきましては、保険税率を引き上げることにより、さらなる収納率の低下が懸念されることから、三沢市国民健康保険運営協議会の委員の皆様及び市財政当局と相談しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　髙橋議員。

○２番（髙橋武志君）　市長はじめ執行部の御答弁ありがとうございました。

国民健康保険の収支状況、収納率あるいは１人当たりの医療費の状況を説明いただきましたけれども、これは三沢市だけでなく、各市町村でも共通の課題というような形で認識しておりますけれども、病院代の医療費は、かかったものに対して市が払っていく、あるいは税金で負担していくという制度であります。

ただ、これは均衡はとれないという形でありますけれども、特別会計、これはどうしてもとんとん、あるいは黒字で持っていく。これは、特別会計であっても、これは会計基準だと、そのように思っておりますけれども、どうしても医療費を減らす、医療費を払えなければ医療費を削減していくと、そういう方法というものも必要だと思っております。

三沢市の収納率８５％ですか、それから医療費については、県平均あるいは全国平均よりも大体半分ぐらいで推移していると。あとは収納率と、１人当たりの医療費をどうやって減らしていくかと。それによって多分黒字の経営ができるのではないかと、そういうように考えておりますけれども、三沢市もいろいろな健康推進計画というものもあります。そしてまた、５月には三沢市健康都市宣言もしました。そういういろいろな計画と組み合わせて１人当たりの医療費を減らすと、そういうことも必要だと思っております。

先ほど民生部長のほうから、これから協議会のほうと検討しながら考えていくといような御答弁をいただきましたけれども、そういう計画も、２６年から三沢市も特定健診のそういう計画も持っているわけですから、いち早くこういうものを活用しながら、市民とともにこういう課題を共有して、幾らかでも医療費が下がるということは税金が下がるということですから、市民のためにもよくなるわけですから、いち早く行動していただきたいなと、かように思っております。

それと、平成３０年度から財政経営は県のほうに移行になります。それを待って保険税の検討をしていくのか、あるいはまた、その前にしていくのか。そしてまた、移行になったときには、保険税はどうなのか、変わるのか、変わらないのか。

移行になっても、医療費を削減することによって、国から補助金が出てくる、交付金が出ると。医療費削減、そういう施策が３０年からの改革では出ているわけですから、それを待たずにして、早くそれを検討していくということを提案したいと思いますけれども、その辺の御意見を再度お伺いしたいと思いま

す。

３０年時点の保険税と、そしてまた、３０年前にそういう協議会等、または、市として保険税を検討していくのか。または、その３０年に県のほうからの指導があって動くのか、その辺をお伺いしたいなと思っております。

○副議長（野坂篤司君）　民生部長。

○民生部長（山本智香子君）　ただいまの国民健康保険の運営についての再質問にお答えいたします。

平成３０年度から事業主体が県に移行にすることになっており、現時点で国や県から示されております保険税の取り扱いにつきましては、県が県全体の医療給付等のそれまでの実績をもとに、標準的な保険税の税率を各市町村ごとに提示して、各市町村は示された標準的税率を参考に、各市町村がそれぞれ決定できることになっております。

このことから、県内一律の税率ということにはならず、各市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、示された標準の税率を受け入れるか、受け入れないか、あるいはそれ以上にするか、それ以下にするかということについては、各市町村の裁量となっております。

このことから、市町村でも、現在、詳細につきましては、国・県のほうからはまだ何の提示もございませんが、提示があると思われる時期に、三沢市健康保険運営協議会の委員の皆様並びに市財政当局とさらに協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　髙橋議員。

○２番（髙橋武志君）　３０年、保険の運営は県のほうに移るというようなことでございますけれども、その時点では、保険料は現行のままで、各市町村が設定していくということのように理解しました。

ただ、一年でも早く保険税の見直しというもの、上げるということは、三沢市の場合は、１人当たり医療費も県が４５万円、三沢市は２８万円、全国的には５０万円の医療費が１人当たりかかっていると。その辺から見るとかなり低い医療費になっていると思いますけれども、ただ、収納率とかその辺を改善して、もうちょっと医療費を下げられる要素というものはまだあるのではないかと、かように思いますけれども、いろいろな政策等を絡めながらやってもらいたいなと、かように思います。

先ほどの質問の中で、慎重に値上げというのですか、保険税の見直しを考えたいというようなことでありましたけれども、そうすれば３０年を待たずにしても、それは３０年では税率は変わらないわけですから、その前にも検討されるというような理解でよろしいでしょうか。その辺を確認したいのですけれども。

○副議長（野坂篤司君）　答弁願います。

民生部長。

○民生部長（山本智香子君）　ただいまの国民健康保険の運営についての再々質問にお答えいたします。

保険税の値上げにつきましては、３０年度に事業主体が県に移行する前に上げるのか、上げないのか、このところにつきましても、当然、三沢市国民健康保険運営協議会の皆様に御相談を申し上げなければなりませんし、現在行っております収納率の向上対策、それから特定健診などの医療費の抑制についての各事業、それぞれを継続しながら、今後、３０年度の県への移行時期を見据えて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　以上で、髙橋武志議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

澤口正義議員の登壇を願います。

○６番（澤口正義君）　拓心会の澤口正義です。通告に従いまして一般質問をいたします。

地方創生という言葉を頻繁に耳にするようになった昨今、国は、地方の成長が国の活力を取り戻す最大の要因であるとし、やる気と

能力のある自治体への手厚い支援策を示すことで地方の活発な活動を促し、地方から日本全体を創生するべく取り組まれているところであり、三沢市においても市長を先頭に、市職員の皆さんが日々努力されていることに、まずは心から敬意を表するところであります。

歴史をさかのぼれば、今から２０年前、平成７年の地方分権推進法の成立をきっかけに、地方への権限と財源の移譲が具体的に議論されるようになり、平成１３年の地方分権改革推進会議の発足を一つのターニングポイントとして、協働や効率的行財政運営などのフレーズが地方自治の場でも活発に取り上げられるようになったと記憶しておりますが、いつの時代であっても、行政、民間、それぞれがお互いの強みを生かすことで地域の活力を向上させ、それぞれのウイークポイントを補完し合いながら、最小の負担で最大の成果を上げられるような取り組みにつなげていくことが重要であります。

まち・ひと・しごと創生本部が基本方針に掲げる、国民が安心して働き、希望どおり結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方の創生こそが、地方への人の流れをつくることにつながり、従来の取り組みの延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から力強く実行していくという方針に沿って、当市においても市民が安心して生活できる環境整備に早急に取り組むことを切に願うところでありますが、残念なことに当市の人口は急速に減少し、１０年前と比較して２，６００人以上減少しています。

中でも、出生と死亡を比較した自然動態はプラスを維持しているにもかかわらず、転出と転入を比較した社会動態が大幅なマイナスとなっており、市の統計書のデータによれば、過去５年間で約１，５００人の転出超過であり、年平均で約３００人の方が何らかの理由で三沢市から転出したことになります。

アメリカの経済学者のチャールズ・ティボーが唱えた「足による投票」という理論によれば、住民は受益と負担の関係から見て、住民に負担の少ない政策を展開をしている自治体を選び、移動するとしており、政策競争は、住民の居住地選択に大きく影響し、そのことにより、自治体の差がさらに広がると提言していますが、ここ数年の三沢市の状況は、ティボーの理論で判断すると、政策競争の敗者になるおそれがあります。

このような状況は、執行部のみならず、私ども市議会の側も真摯に受けとめ、反省しなければならない現実であり、行政、民間の垣根を越えたオール三沢の視点を持ち、これまでの延長線上にある施策をただただ繰り返すのではなく、三沢市全体にとって最適の状態に近づけるような、大胆な政策に取り組む転換期であると考えるのは私だけではないと思います。

今回の質問事項は、市民の皆さんから直接伺った課題もあります。これまでの既成概念にとらわれることなく、見直すべきところは、ゼロベースで見直していただき、市民のための施策を積極的に展開していただけるよう願いながら質問させていただきます。

最初に、行政問題の三沢駅東工業団地についてであります。

御存じのとおり、南町３、４丁目地区は、三沢市が昭和３９年に八戸地区新産業都市に指定されたことを機に、工業適地の指定を受けて駅東工業団地として整備された地域であります。

主な誘致企業としては、昭和４１年のニッコーム株式会社、昭和４４年に東芝三沢メディア機器株式会社及び王子チヨダコンテナー株式会社など、多くの誘致企業が操業を開始し、社名を変えながら現在も稼働されています。

当該事業は、米軍基地への依存度の高い、不安定な三沢市の経済基盤の安定化に向け、第２次産業を中心とした安定した雇用、経済体制を確立すべく、工業の振興に重点を置いて企業誘致に取り組んだプロジェクトであ

り、以後、建具・家具木工業協同組合、板金事業協同組合、自動車整備事業協同組合、建築事業協同組合など、誘致企業のみならず、地元の各種業種が集積する三沢市の産業、経済、雇用施策を牽引するエリアとなったところであります。

都市計画における用途指定地域として見れば、工業専用地域と準工業地域が混在した地域であり、整備事業から間もなく５０年を迎えようとしている現状は、工業団地内への大型輸送車両や、市中心部から市立三沢病院方面やおいらせ町方面に往来する一般車両、徒歩、自転車で通学する児童・生徒が非常に多く、防犯や交通安全の面でも万全な体制が求められるところであります。

さらに、現在、三沢自動車学校に隣接し建設中の複合商業施設や、中央町金矢線の高架橋道路が平成２８年度末に完了が見込まれていることなどから、今後、一層車両と人の往来が増加することが明らかであります。

これらのことを踏まえ、次の３点について課題を提起し、お伺いします。

まず１点目として、工業団地内の街路灯の改修及び管理についてであります。

団地内には、昭和５３年に市の要請を受け、青森県新産業都市建設事業団により３６基が整備され、その後、当時の経緯は一部不明な点もありますが、団地内の誘致企業等で組織される三沢市駅東工業団地工業会に管理委託がなされ、現在に至っていると聞き及んでおります。

現状は、設置から３８年を経過し、中には電気部品が欠損したものや、基礎が著しく腐食し地震や強風によって倒壊するおそれがあるものなど、早急に改修が必要なものがあります。このような現状を市はどのように認識しているのか、また、今後の維持管理のあり方について伺います。

次に、２点目、都市計画の用途指定の見直しについてであります。

三沢市では、昭和２５年に都市計画決定を行って以降、何度か見直しを行ってきた歴史があります。

言うまでもなく、活力ある住みよいまちづくりを実現するためには、まち全体を俯瞰し、そして５０年、１００年先を見据えた用途指定のあり方が重要であることは論をまたないところであります。工業専用地域と準工業地域に指定されている現状において、工業団地周辺に多くの住宅があり、いずれ見直しが避けて通れないものであると思っております。

この用途地域の見直しは、利害関係が複雑に絡むことは十分に承知しており、決して性急な見直しを求めるものではありませんが、中長期的視点に立って、必要な調査・検討や関係者との意見交換などを積極的に行うべきと思いますが、当局の考えを伺います。

また、団地南側に隣接する、築４７年を経過し老朽化が著しい市営住宅がありますが、今後の建てかえ計画などについて、あわせて答弁願います。

次に、３点目の工業団地とおいらせ町北部地区に隣接する道路の改良についてであります。

近年、おいらせ町北部地区で急速に宅地開発が進められ、これに伴い、市道１０２号線をはじめ、三沢市側の周辺道路への往来車両が急増しておりますが、道路状況は、幅員が狭く交互通行が困難なところや、行政界の幅員が異なる、いわゆるボトルネックや食い違い交差などがあり、極めて危険であります。これらは、事故につながるおそれが高く、また、快適な住環境とは言いがたく、両市町にとって決してプラスになるものではなく、早急に取り組まなければならない課題であります。

複雑・多様化する現代社会では、一つの自治体だけで解決できない事案もあります。そもそも人々の生活圏と行政区割りは必ずしも一致するものではなく、市町村の枠組みに縛られない対応が重要であります。

定住自立圏形成協定の趣旨を踏まえ、課題の解消に向け、おいらせ町と調整・協議を行

うべきと思いますが、当局の考えを伺います。

次に、教育問題の新教育委員会制度への移行についてであります。

地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図るよう、国との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適切に行われなければならないとされております。

今年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、いわゆる教育に係る大きな改革である新教育委員会制度への移行が、既に全国の各自治体でスタートしているところであります。

この改革は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら、学力の向上を図るとともに、学校における事件や事故に対し、責任体制の明確化と迅速に危機管理体制を構築し、あわせて地域住民の意向を反映するため、首長と教育委員会との連携強化などを目的としたものであると承知しているところであります。

具体的には、新制度の三つの大きな柱と言われる、首長が主催する総合教育会議、首長が策定する教育の大綱、教育委員長と教育長を一本化し、教育委員会の会務を総理する新教育長を置くことなどが法律で定められていることを踏まえ、次の３点について伺うものであります。

まず１点目として、総合教育会議の開催時期について、いつごろを予定しているのかを伺います。

２点目として、教育に関する大綱について、国では、地方公共団体が教育振興計画を定める場合には、当該計画をもって大綱の代替としてもよいとしているが、当市における教育振興基本計画の策定状況はどうなっているのか。また、その教育振興基本計画を教育に関する大綱とするのかどうかを伺います。

３点目として、改正法において、新制度への移行に当たっての経過措置として、現教育長の任期中は現体制を続けるとあるが、任期満了前に新教育長を任命して新体制に移行することも認められているが、この点についてどう考えているのか、伺います。

以上で、檀上からの質問といたします。

○副議長（野坂篤司君）　ただいまの澤口正義議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの澤口議員御質問の教育問題の新教育委員会制度への移行についての第１点目、総合教育会議の開催と、第３点目の新制度に基づく教育長の任命については私から、その他につきましては教育長並びに担当部長からお答えをさせますので、よろしく御了承願いたいと思います。

新教育委員会制度は、滋賀県大津市で起きた、いわゆるいじめによる事件などを背景とし、教育制度の抜本的な改革が必要であると国が判断し、平成２６年６月２０日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、本年４月１日から施行されたものであります。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速的な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しをしたものでありまして、具体的に申し上げますと、総合教育会議の設置をはじめ、地方公共団体の長による大綱の策定や、教育委員会のチェック機能の強化などを盛り込んだものとなっております。

御質問の第１点目、総合教育会議の開催につきましては、地方公共団体の長が招集することになっておりますので、会議の構成であります教育委員会と十分調整した上で、本年１１月上旬に第１回目の会議を開催したいと考えております。

次に、第３点目の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、いわゆる新制度に基づく教育長の任命につきましては、議会の同

意を必要とする人事案件でもありますことから、答弁は差し控えたいと考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（野坂篤司君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　教育問題の第２点目、教育振興基本計画の策定状況についてお答えいたします。

教育委員会では、昨年度来、これまでの教育に関する方針をもとに、国が平成２５年６月に閣議決定した第２期教育振興基本計画を参酌し、県が平成２６年３月に策定した青森県教育振興基本計画とも整合性をとり、地域の実情に応じ、本年４月に三沢市教育振興基本計画を策定しております。ついては、市長が主催する第１回総合教育会議において三沢市の教育に関する大綱を協議する際に、本計画を提示したいと考えております。

次に、教育振興基本計画を教育に関する大綱とするのかどうかについてお答えします。

教育振興基本計画を教育に関する大綱の代替としてもよいとされていますが、三沢市総合振興計画後期基本計画及び三沢市教育振興基本計画の内容を基本とし、総合教育会議において市長と教育委員会が市民ニーズや教育環境の変化等について協議・調整を尽くし、新教育委員会制度の趣旨に基づき、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化するため、教育に関する大綱を市長が策定するものと考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　経済部長。

○経済部長（山本　優君）　行政問題の三沢駅東工業団地についての第１点目、団地内街路灯の改修及び維持管理のあり方についてお答えいたします。

三沢駅東工業団地は、三沢市が第２次産業を中心とする安定した経済基盤の確立に向けて、工業振興に重点を置き、昭和４０年度から５１年度にかけて青森県新産業都市建設事業団へ委託した、当時、上久保地区、現在は、南町３丁目及び４丁目に位置する、総面積約２４ヘクタールの三沢駅東工業団地として整備し、あわせて街路灯も設置いたしました。

その後、街路灯は、昭和５３年２月に三沢市が青森県新産業都市建設事業団より譲渡を受け、現在は、東芝メディア機器株式会社、ニッコーム株式会社などの、三沢市誘致企業をはじめとする５１企業で構成される三沢市駅東団地工業会が、月々、電気料金の支払いや電球交換などの維持管理を行っております。

団地周辺は、近年、住宅化が進み、市といたしましては、団地内企業や住民の街路灯及び防犯灯としての役割を果たしているとの認識のもと、商店会商業灯電気料補助事業により、年間電気料の半額を補助し、街路灯を管理する企業の負担軽減を図っております。

なお、団地内の街路灯は３６基ございますが、設置後３８年という長い年月を経過していることもあり、塗装の剥離や著しい老朽化が見受けられるものもあります。

御質問の街路灯の補修及び維持管理を市が行えないのかということでありますが、当該街路灯が一部を除いて企業の敷地内に設置されていることや、改修あるいは更新に相当の経費を要すること。さらには、商業灯との整合性を図ることなど、課題が幾つか存在します。

しかしながら、当該街路灯が地域において果たす役割を考慮し、市としても街路灯を管理する企業の皆様と一緒に、問題解決に向け、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　建設部長。

○建設部長（高橋常幸君）　行政問題の三沢駅東工業団地についての第２点目、都市計画における用途指定の見直しについてお答えいたします。

三沢駅東工業団地の用途地域は、昭和４４年に指定され、その後、昭和４８年には、工業に適した環境の保全を目的に、現在の工業専用地域に指定し、中小工業の集積地とし

て、工業振興に寄与してきた地域であります。

用途地域指定は、用途や使用目的が異なった建物が同一地域に混在しないようにするため定めるもので、用途地域が指定されると、それぞれの用途に応じ、建てられる建物の種類が制限されます。これにより、同一の地域に似たような建物が集まり、その地域に合った環境がつくられ、効率的な土地利用を行うことができるようになる仕組みであります。

三沢市では、この用途地域指定に関して、都市計画法の規定に基づき、おおむね５年ごとに県と連携・協力して都市計画基礎調査を実施し、土地利用の変化の実態等の情報収集をしてきております。この調査をもとに、用途地域指定の変更が必要と判断された場合には、都市計画法の手続に基づき、説明会や公告、縦覧などを経て、関係者の意見を反映していく制度とはなっておりますが、今後は、さらにこの都市計画基礎調査とあわせて、地元町内会や工業会などの地域コミュニティーの意見を聞く場を設け、地域のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、駅東団地の建てかえ計画についてお答えいたします。

駅東団地は、昭和４３年に建設された管理戸数３６戸の市営住宅で、築４７年が経過し、現在、１６戸２７人の入居者が住んでいますが、老朽化が著しい状態です。これを解消するため、平成２２年度に策定した三沢市公営住宅等長寿命化計画の中で、建てかえを行うこととしたものであります。

また、平成２６年度に策定した木崎野団地建てかえ基本計画の中において、人口の減少や社会情勢の変化を考慮し、需要予測を行い、整備方針及び事業手法等を取りまとめております。その中で、駅東団地の整備方針としては、３６戸のブロック造の住宅を２０戸の木造住宅として、現有地に建てかえをする計画としております。

次に、行政問題の三沢駅東工業団地についての第３点目、おいらせ町北部地区に隣接する道路の改良についてお答えいたします。

市民生活に密着した道路の整備は、市民全ての方々が安心・安全に暮らす上で大変重要と考えております。

現在、市内全域で、老朽化した幹線道路や各町内の未舗装道路など、整備を必要とする路線が数多くある中、順次整備を進めておりますが、当該地域周辺など、道路整備が十分ではない地域があることは認識しております。

当該地域の道路は、昭和４０年度から市の委託を受けた青森県新産業都市建設事業団が工業団地造成事業に着手し、その事業で団地内道路を整備いたしました。当時は、隣接するおいらせ町の宅地化は顕著ではありませんでしたが、その後、宅地化が急速に進んできたことから、道路のネットワーク化が形成されない部分が生じたものであります。

また、行政界の道路整備については、当該地域ではありませんが、今までにおいらせ町と協議しながら、おいらせ町内に市道を整備するなど、お互いの道路担当者が情報交換をしながら道路整備を進めている場合もあります。

今後におきましても、地域の均等な道路整備を考慮し、快適な生活空間の確保と向上に資するよう、当該地域の交通状況などを見きわめて、おいらせ町と協議を重ねながら計画的な道路整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　澤口議員。

○６番（澤口正義君）　質問順に何点か再質問させていただきます。

まず、街路灯の件なのですが、今、部長の答弁を聞いておりまして、いささか厳しいことを申し上げることになるかもしれませんけれども、市民の安全を最優先とする行政の使命と責任を思うに、少し寂しいなという思いをしました。

そういうことを前提にして、何点かお伺いしますけれども、まず、確認の意味でお答え

いただきたいのですが、この街路灯は、先ほど部長、私も申し上げましたように、当時、昭和５３年だと思うのですが、三沢市が県の建設事業団に要請して、３６基つくったわけなのですが、これは明らかに、わかりやすく言うと、所有権なるものは三沢市にあるのですね、まずここをお願いいたします。

○副議長（野坂篤司君）　経済部長。

○経済部長（山本　優君）　ただいま街路灯の所有権ということでございましたが、所有権は三沢市にございます。

○副議長（野坂篤司君）　澤口議員。

○６番（澤口正義君）　所有権は三沢市だということを確認できました。

それで、先ほどの答弁、前段でもお話ししたのですけれども、所有権が三沢市だということは、三沢市の公の施設ですよね。確かに現状は、企業の社有地に建っている部分もありますけれども、一般的な通常の電球管理とか、そういったものは別にして、今、私が先ほど申し上げましたように、これはもう街路灯の基礎の部分が相当腐食して、いつ倒れてもおかしくない状態なのですよ。

私、その３６基全部現地調査しました。自分の目で見てきました。確かに、中にはまだ使えそうな、もちそうなものもありますけれども、総じて、かなり老朽化が進んでいるのです。つまりは、これはいつ倒れてもおかしくない状況というのは、特に先ほど前段でも申し上げましたように、一番私が心配するのは１０２号線沿いなのです。松原児童館とか、それから、民間の名前を出していいのかどうかは別にして、セイホールに向かう方向、あの通りです。あそこは非常によろしくないのですよ、はっきり申し上げまして。

そして、同時に、先ほど言いましたように、あそこは市民病院も建った関係で、非常に車、人を含めて、児童・生徒の通学路ともなっているのです。そういうことを考えれば、私はこれは早急に手をつけなければならない。

先ほど、管理委託をしていただいている工業会に、これから相談、協議するというお話なのですけれども、こんな改修のことについて相談を受けた工業会だって困るのではないですか。これは公の施設、三沢市の施設です。市民の安全を守るためには、市が責任を持って必要な改修、更新をしなければならない。私はそう思うのですが、この点についていま一度、できれば市長さんにお願いしたいのですけれども。

○副議長（野坂篤司君）　経済部長。

○経済部長（山本　優君）　先ほど、所有権については三沢市と答えました。

ただ、設置した経緯を調べてみますと、この権利が新産事業団から三沢市に譲渡される際に、それに先んじて、三沢市駅東団地工業会規約というのがございますが、この中で、この維持管理をしていくということを、工業会の中で規定しているのです。

それで、これについては、三沢市のほうに設置を工業団地のほうから依頼され、そして、維持管理等を含めて、それを工業会のほうで実施するからということで、三沢市が受けたと。

そして、同時に、新産業都市建設事業団のほうでは、つくったものを三沢市が引き受けなければならないということが条件にあったものですから、三沢市が所有権を持ったまま今まで来ていると、こういう経緯がございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、周りに団地ができているということも含めて、勘案して、電気料の半額を商業灯と同様に三沢市が補助をする形にしたというところまでの経緯がございますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（野坂篤司君）　澤口議員。

○６番（澤口正義君）　余り時間がないので手短に言うのですが、どうも私との議論がかみ合わないのですけれども、この街路灯という……。（発言する者あり）

もうできないということですか。（「一問一答は、２回まで」と呼ぶ者あり）

そうですか。もうこの件はできないということですか。一問一答なのだけれども、その中に幾つかあるという場合は、一つずつやっていっていいのではないですか。（発言する者あり）

私の勘違いで、本当はもっと別な視点も、市のほうから確認したかったのですけれども。

都市計画の件でございます。

先ほど、５年ごとに調査を実施して、見直しをするというふうなことでございました。これは、粛々とやっていただきたいと思うのです。

そこで、私が大変気になるのは、工業団地内に、いわゆる準工業地域に設置されている市営住宅、公営住宅ですけれども、当時の状況、経緯というのは私はよくわかりません。しかし、この現代社会におきまして、準工業地域内に公営住宅を新たに建てかえるということは、私はどうも、いかがなものかなと思うのです。

やっぱり住宅というのは、この人口減少化の時代にあって、大変重要な施策だと思うのです。まち全体を考えて、本当にあそこで建てかえていいのかどうかということを、私は、正直なところ、もう少し再検討すべきではないのかなと思っております。

そこで、もしこの建てかえの場所が、もう既に決定しているのかどうか、これを変えることができないのかどうか、私はそれをまず聞きたいのです。

公営住宅をああいうところにつくるということは、先ほど私、前段で申し上げましたように、工業専用地域と背中合わせのようなところに公営住宅をつくるというのは、どうも私は納得いかないのです。確かに、法律上は建てることはできるのです。それは私もわかっているのです。

繰り返しになりますが、三沢市のまち全体の都市形成とか、今、地方創生の面から、人口の呼び込み、さまざまなことを皆さん苦労していると思うのです。もちろん中心市街地のことも含めて、もう少し検討する余地がないのかなと思うような次第でございます。

そこで、単刀直入にお伺いしますが、駅東団地内に設置するというのは、もう変更不可能なのかどうか、これをお伺いします。

○副議長（野坂篤司君）　答弁をお願いいたします。

建設部長。

○建設部長（高橋常幸君）　都市計画における用途地域の見直しの再質問にお答えする前に、先ほどの私のほうの答弁に間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

駅東団地の現在の入居者でございますけれども、先ほど１６戸２７名と答弁を差し上げましたが、１９戸２７名の間違いでございますので、訂正させていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

それでは、都市計画における用地地域の見直しの再質問の中の、公営住宅の建てかえ計画についてお答えいたします。

現在、駅東団地が建っている区域は、工業専用地域に隣接いたしました準工業地域に建設されております。敷地の北側で、駅東公園とか工場等に接しており、その他の周辺は、戸建て住宅やアパート等が建ち並んでいる状況になっております。

現在の場所は、昭和４３年に団地が建設されてから４７年が経過し、団地周辺の環境は変わってきておりますが、現在の入居者の意向といたしましては、建てかえする場合でも、現在の場所での生活を希望する入居者が大多数となっていることや、現有地を含む数カ所の建てかえを検討した結果、立地環境、法規制、建設コスト、用地取得の可能性や地域への影響等を検討した結果では、特段の状況等の変化がない場合は、現在のところに建てかえするのが最も適しているものと考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　澤口議員。

○６番（澤口正義君）　現在入っている人が

そこに住みたいということで、そこに建てかえをするということなのですが、そういう住民の、現在入っている入居者の意見を聞くこともちろん重要でございます。

しかし、先ほど私、冒頭申し上げました。地方創生、みんなで取り組んでいる中で、本当にあそこでいいかということを、５０年先、１００年先の視点を捉えて建てかえ地を決定しなければ、私は、これもまた、ちょっと申し上げました政策競争に負けてしまう。こういう心配があるのですけれども、そういうことで決定したということですから、これはやむを得ないでしょう。これは以上で終わります。

次は、道路問題なのですが、事案ごとにおいらせ町と協議しながら、計画的に進めていくという回答でした。そのとおりでしょう。

今回、私がこの問題を捉えたことは、道路問題を切り口にしたわけなのですが、実は皆さんもお気づきになっていると思いますが、三沢市とおいらせ町というのは、今申し上げたまちづくりも含めて、農・漁業、商工業、いろいろ多岐にわたって共通の課題を持っているのです。そして、それらの課題を連携して克服することによって、おいらせ町も三沢市ももっともっと発展すると思うのです。ですから、私は、このことにしっかりとした考えを持って、計画的なもので進めていただきたい。

そもそも、先ほど申し上げましたように、定住自立圏形成協定を結びましたよね。あれは何なのですか、それでは。やっぱり私はあれを具現化する、一歩一歩進めていくというのが非常に大切なことだと思うのです。いろいろなことを書いてありますよね、これは皆さんも承知だと思うのですが、私はこのことをしっかり、いま一度、皆さん、見詰め直して進めていただきたいと思うのです。

その上で質問するのですが、おいらせ町といろいろな課題を一つ一つクリアしていくためには、実現するためには、まずお互いの事情を理解し合う、しっかり把握する、ここから物事が始まると思うのです。

そこで、私は、県とか国でいろいろな人事交換するのですが、おいらせ町と三沢市で中堅クラスの職員を相互交換して、そういう調査とか連携に資するということはいかがでしょうか。できたら、これは市長から考えをいただければありがたいのですが、お願いいたします。（発言する者あり）

○副議長（野坂篤司君）　道路問題でございますので、人事交流の話はできないということになっております。

澤口議員。

○６番（澤口正義君）　答弁は、結構です。

○副議長（野坂篤司君）　澤口議員。

○６番（澤口正義君）　残された時間少ないですけれども、最後に、教育問題なのですけれども、１１月ぐらいに開催するということで、わかりました。

時間がないので、再質問という形はやめますけれども、今回の新教育委員会制度を改正したという狙いは、目的は、先ほど申し上げたように、大きな意味で３点あるわけなのですが、私は、一つは学力向上がありました。これは、先ほど瀬崎議員の質問に答弁する形で、英語関係の成績が非常に上がったと。大変うれしいことでございます。

三沢市において、ここ１０年以上前から、学力の向上というのは非常に大きな課題でございました。最近、ここ四、五年でしょうか、教育長をはじめ学校現場の先生方の大変な御苦労による結果だろうと思いますが、相当学力が向上してきました。これは私、一議員の立場として感謝を申し上げるところでございます。

もう一つなのですけれども、学校管理の関係になるでしょうか、最近、岩手県の矢巾町で、いじめを原因とすると思われる中学生の痛ましい自殺事件がありました。このことも今回の改正の大きな目的だろうと私は理解しているのですが、いじめ、体罰等については、三沢市においてもまだまだ大きな課題だというふうに私は捉えているのですが、どう

かこのことについてしっかりとした取り組みを願いながら、私の質問を終わります。

○副議長（野坂篤司君）　澤口正義議員の質問を終わらせていただきます。

この際、午後２時４５分まで休憩いたします。

午後　２時２５分　休憩

―――――――――――――――――――

午後　２時４５分　再開

○副議長（野坂篤司君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、一般質問を次に移ります。

春日洋子議員の登壇を願います。

○１０番（春日洋子君）　１０番公明党の春日洋子でございます。通告の順に従い質問してまいります。

はじめに、行政問題の女性が輝く社会づくりについてお伺いします。

このたび、女性の職場における活躍を推進する女性活躍推進法が成立しました。企業に数値目標を含む行動計画の策定、公表を義務づけることが柱で、２０２５年度までの１０年間の時限立法です。

推進法では、平成２８年４月１日より、従業員が３０１人以上の企業や自治体を対象に、女性の採用比率、勤続年数の男女差、女性管理職の比率などの実態を把握して、行動計画を策定・公表し、達成目標は数値で示すことが義務つけられています。

この推進法制定に向けて、国は昨年１０月に、すべての女性が輝く社会づくり本部を立ち上げ、さらに、ことし６月には、女性活躍加速のための重点方針２０１５を取りまとめるなど、取り組みを推進してきておりますが、この重点方針の中で次のように述べられています。

「人口減少社会を迎える中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠である。「女性の力」の発揮は、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながる。」とありました。

まさに、この推進法のポイントは、女性の活躍は、女性だけではなく、日本社会のあり方を変えることであると思いを強くいたしました。

このように、女性活躍推進法の成立によって、「国や地方公共団体、企業の取組が更に加速することが期待され」「この機を逃さず、これまでの延長にはない新たな発想で」「女性活躍の取組を加速させる必要がある」とされていますことから、本市においては、どのように推進していくのか、お伺いします。

次に、福祉問題の農福連携の取り組みについてお伺いします。

農林水産省が２０１３年度に行った実態調査によりますと、農業活動に取り組んでいる障害福祉サービス事業所は３３．５％に達し、今後、農業活動をやりたいと回答する事業所も１２．７％に上っており、今後、農業と福祉のつながりは強くなっていくと予想されています。

農福連携の仕方はさまざまですが、例えば農家や農業法人などが障害者を労働者として雇用する、障害福祉サービス事業所が保有する土地や農家から借り入れた農地で農産物の生産を行う、障害福祉サービス事業者が農家から農作業を請け負い、その作業に障害者が従事するなどがあります。

農業分野と障害福祉分野が連携する利点は多いと言われ、福祉側にとって農作業は、工夫次第で障害の程度や能力に応じた仕事をつくりやすく、自然環境に触れながら取り組むため、心身のリハビリ効果もあると言われています。また、一般就労に向けた訓練にもなります。

一方、高齢化や後継者難などで悩む農業者側にとっても、不足する労働力を補うことができ、連携が進めば、耕作放棄地の有効活用

にもつながります。

このように連携は双方にとって活路になる可能性がありますが、進める上での課題もあります。

福祉側が農業分野に踏み込みにくい主な理由として、農業の知識がないことや農地の確保が難しいことなどが指摘されている一方、農業者側は、障害者に適した業務のあり方、事故やけがの心配、障害者とのかかわり方に不安を感じていると言われています。

これらの要因の一つは、福祉側と農業者側の接点が少なく、お互いの理解や情報が不足していることにあります。

国は、農業分野で障害者を就労する際の注意点などをまとめたマニュアルや、支援制度についてまとめたパンフレットを作成しておりますが、相談先などに悩むケースが出てくるものと思います。

本市においても、障害者の自立を支える観点から、実際に取り組む上での先進事例や支援策の周知を徹底するなどの環境づくりを進めることが求められると考えます。

そこで、農福連携の取り組み推進についての本市の御見解をお伺いします。

次に、教育問題の１点目、市内小中学校における学校図書館の図書標準についてお伺いします。

このたび文部科学省が公表した調査結果によると、２０１３年度末現在、県内公立小中学校の学校図書館の図書標準が全国の中で下位レベルであったとの新聞報道がありました。

図書標準は、国において、学校図書館の図書整備を図る際の目標として、学級数に応じて蔵書冊数を設定されているものですが、子供たちの読書離れが指摘され、活字文化の衰退が危惧されている現状で、学校図書館の果たす役割がどれほど大きいものか、ここで改めて考えてみたいと思います。

学校で授業の始まる前の１０分間、自分の選んだ好きな本を各クラスで読む、朝の読書運動がスタートしてから２７年目となりました。現在、全国の小中高全体で２万７，８７９校、約９７０万人の児童・生徒が取り組んでいると言われています。

朝の読書４原則は、みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ、であり、例えば感想文のようなことは一切求めていません。狙いとすることは、読書本来の楽しみや喜びを感じ、自由や開放感を味わい、精神の散策や心の癒やし、探求心や感性等、子供たちと先生が一緒に読書をすることで、かけがえのない人生、このときをともに生き、ともに学び、ともに育み、ともに歩んでいきましょうということだと言います。

朝の読書運動は、１９８８年、千葉県の高校教師であった林公先生と大塚笑子先生の提唱で始まったものです。

当時、授業中に平然と私語を交わす生徒の増加に苦慮していた林先生は、偶然手にした「黙読の時間のすすめ」に述べられた、驚くべき効果に問題解決の手がかりを発見し、提唱されました。

その提唱から実現まで紆余曲折がありながらも、その後、全国に広がった朝の読書運動の実践により、わずかな時間でも毎日続けることで読書が好きなる子供がふえ、豊かな心が育まれ、読解力などの学力向上のほか、子供たちの問題行動が解消されるといった効果も生まれ、さらに、学校そのものの雰囲気までよくなったところがたくさんあると言われています。

このように読書のすばらしさははかり知れないものであるとの思いを強くしますが、そのためにも、より一層読書環境を整えていく施策も求められているところであり、市内小中学校の学校図書館の図書標準の達成に向けては、これまで以上に力を注いでいくべきと考えます。

そのことから、質問の１点目として、市内小中学校の図書標準を１００％に達成するためには、全体で何冊不足しているか。

２点目として、これまで市の予算措置で、小学校、中学校それぞれの年間の購入冊数は

おおよそ何冊であるか。

３点目として、国は２０１６年度までの標準達成を目指し、地方交付税で毎年約２００億円の財政措置をしていることから、今後、図書購入費を増額していくべきと考えますが、本市の御見解をお伺いします。

最後に、教育問題の２点目、市内小中学校教員の負担軽減策についてお伺いします。

日本の学校は、明治時代以来、全ての問題を校内で解決しようと抱え込み、何から何まで教員がやってきたために、今では日本の教員は世界一忙しいと言われ、最も大事な授業にすら専念できなくなっていると言われています。

いじめ、不登校対応、子供の貧困問題、保護者対応、心のケアなど、複雑化、多様化する課題への対応に追われる教師の負担を軽減していくことは、子供と向き合う時間もふえ、一人一人の個性や学習状況に応じた質の高い教育も可能になると考えられています。

そこで、１点目として、市内小中学校教員の１週間当たりの事務業務、課外活動、授業に関する勤務時間については、どのように把握しているか、お伺いします。

２点目として、八戸市では、教員の多忙化解消に向け、この９月より試験的に校務支援システムを導入するとのことです。

本市においても、教員の負担軽減策は重要課題と捉え、実態調査を行い、その改善策に向けて具体的な検討を行っていくべきと考えますことから、その御見解をお伺いします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（野坂篤司君）　ただいまの春日洋子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの春日議員御質問の行政問題の女性が輝く社会づくりについては私から、福祉問題につきましては副市長から、教育問題につきましては教育部長から、それぞれお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

国では、全ての女性が輝く社会づくりとは、おのおのの希望に応じ、女性が職場においても、家庭や地域においても、個性と能力を十分発揮し、輝くことができる社会であるとしておりますが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法は、こうした視点に立って、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することにより、豊かで活力ある社会を実現することを目的に制定されたところであります。

なお、この法律には、その目的のほか、基本原則や、国と地方公共団体及び事業主の責務等が示されておりますが、常時雇用する労働者の数が３００人を超える一般事業主に対しては、女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率等の状況把握や分析を踏まえ、定量的目標や取り組みを内容とする事業主行動計画の策定と国への提出、また、労働者への周知等が義務づけられ、常時雇用する労働者の数が３００人以下の事業主に対しては、同一内容の実施に努力することが求められております。

また、政府は、基本原則にのっとり、今後、女性の職業生活における活性化の推進に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本方針を定めることになっておりまして、地方公共団体には、この基本方針を勘案して、該当地域内の女性の職業生活における活躍の推進に関して主要な施策を策定し、実施することが求められております。

今後、同法の施行に向けて、対象となる企業には、都道府県労働局雇用均等室による説明会が行われることになっておりますが、市といたしましても、市内の事業者等に対し、さまざまな機会を捉え、法の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、市といたしましての施策につきましては、国が定める基本方針の公表を待って計画を作成し、実施することになりますが、これに基づき、女性の職業生活における活躍を

積極的に推進してまいりたいと、このように考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（野坂篤司君）　副市長。

○副市長（米田光一郎君）　福祉問題の農福連携の取り組みの推進についてお答えいたします。

近年、人口減少や高齢化が進行する中で、農業分野において課題となっている市場開拓や労働力の確保という観点から、福祉分野との連携が各地で盛んになってきております。

昨年６月に、政府が定めた日本再興戦略や農林水産業・地域の活力創造プランにおいても、農業と福祉等の連携促進による新たな取り組みが盛り込まれたところでございます。

福祉分野におきましても、今後、社会の高齢化、成熟化が進むにつれ、高齢者の方々の生きがいや介護予防、リハビリへの活用、また、障害者の自立や社会参加への支援、就労訓練や雇用の場として、農業分野の可能性が改めて注目されております。

このような中、県では昨年８月に、農福連携による障害者就労促進事業に係る説明会を開催し、農業法人等を対象に、短期間の障害者就労モデルの実証を実施しております。

また、今年度は、障害者の受け入れ及び障害者施設に対する支援として、受け入れ農家確保のための研修会や福祉施設職員を対象とした研修会を開催する予定でございます。さらには、障害者の農作業体験も実施する予定となっております。

当市といたしましては、この推進を図るため、県と一体となって、県がつくったモデル実証での課題等を踏まえ、農業側と福祉側のニーズを把握しながら、農福連携の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　教育部長。

○教育部長（中村健一君）　教育問題の第１点目、市内小中学校における学校図書館の図書標準についてお答えいたします。

第１点目の学校図書標準を１００％達成するための不足冊数についてお答えします。

公立義務教育諸学校の学校図書館の図書を整備する際の目標として、文部科学省が平成５年に定めた学校図書館の図書標準に基づき算出した、市内小中学校の図書標準冊数の合計は、平成２６年度において１０万６，７６０冊であり、同年度末時点において保有している図書の冊数が９万５，９８５冊であることから、標準冊数に対しては１万７７５冊不足していることになります。

次に、２点目、これまでの市の予算措置による小学校、中学校それぞれの年間購入冊数についてお答えいたします。

平成２２年度から２６年度までの５年間の予算額と購入冊数を平均いたしますと、小学校全体では、１年当たりおよそ２１３万円の予算で、約１，９８０冊の購入となっております。中学校では、１年当たりおよそ２８８万円の予算で、約１，８１０冊の購入となっております。

次に、第３点目、今後の図書購入費に関する教育委員会としての見解についてお答えいたします。

国が学校図書館図書整備５カ年計画に基づき、図書購入のための予算を地方交付税措置している中、教育委員会では、特に昨年度からは国の財政措置を上回る予算を図書購入のためにいただいて、各学校に配分しているところでございます。

しかしながら、国が定めた学校図書館図書標準の蔵書数を長期にわたり達成していないことについて、御批判を招きかねないことから、教育委員会としては、図書標準の達成に向け、今後とも努力してまいりたいと考えております。

次に、教育問題の第２点目、教員の負担軽減策についてお答えいたします。

１点目の教員の勤務時間等につきましては、日本の教育の勤務時間が、ＯＥＣＤ国際教員指導環境調査の結果、参加３４カ国の中で最長となるなど、重要な課題となっております。

このようなことから、昨年度、青森県教育委員会では、県内小中学校４５校、県立学校１２校を抽出し、教員の勤務時間に係る実態調査を実施したところであります。その際に、三沢市では、市内の一つの小学校が調査校として抽出されております。

その結果、小学校教諭の１日当たりの勤務時間については、授業、生徒指導、部活などに６時間４５分、授業準備、成績処理、連絡帳確認など３時間６分、会議、事務、報告書作成、研修などに１時間２４分、保護者、ＰＴＡ対応、地域対応などに１１分となっており、１日の平均勤務時間は１１時間２６分となっています。このうち時間外は３時間４１分で、１カ月当たりに換算しますと、約８１時間となっている状況です。

なお、中学校につきましては、部活などの指導もありますので、小学校を上回る多忙な状況であると認識しております。

また、市内各校に対し、昨年度、業務改善等の取り組み状況調査を実施したところであります。

その結果、多忙の原因として、会議や打ち合わせ、事務報告書作成、外部との対応を挙げる学校が多く、中学校では、これらに加え、生徒指導や部活動も挙げており、全国とほぼ同様の問題点が浮き彫りになったところでございます。

次に、２点目の改善策についてでありますが、三沢市教育委員会といたしましては、これまでも校長会等を通じて、国や県が出しています業務改善のためのガイドラインや学校運営改善実践実例集などを活用するなどして、職員会議の精選や効率化、校内文書の簡素化や共有化などを進め、学校の業務改善を図り、教職員の負担軽減に努めるよう取り組んでまいりました。

また、教育相談員や家庭や福祉関係などの外部機関と連携しながら、子供を取り巻く環境を調整するスクールソーシャルワーカーなどの専門的なスタッフの学校への配置や、全ての教員に校務処理用のパソコンを整備するなどして、教員の多忙化の解消に向けて努力してきたところであります。

八戸市で試験的に導入予定の校務支援システムにつきましては、本年２月よりシステム販売会社との打ち合わせを行うとともに、教職員全員を対象とした意識調査を行うなど、検討を進めているところであります。

また、部活動の指導や引率ができるような部活動支援員につきましては、国が進めようとしています教員に加え、多様な専門スタッフを学校に配置するという、チーム学校の取り組みにも位置づけられており、今後、国として法令の整備や研修のあり方について検討されることとなっておりますので、このような状況に十分留意しながら、検討していきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も各校の実態や要望を十分に把握するとともに、先進的な取り組みを行っている自治体や国の情報、青森県教育委員会の多忙化解消検討委員会の審議の状況なども踏まえながら、三沢市内の小中学校教員の多忙化の解消に向け、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　春日議員。

○１０番（春日洋子君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

はじめに、行政問題の女性が輝く社会づくりについて再質問させていただきます。

市長より、積極的に取り組んでまいりたいとの御答弁を頂戴いたしましたけれども、このたび制定された女性活躍推進法により、日本においては他の先進国に非常におくれをとっている女性の社会進出を強く後押しするものと期待が高まっています。

企業はもとより、先ほど申し上げましたとおり、地方公共団体におきましても、今後、国から示される基本方針等を勘案して、推進計画を策定することが求められています。

私は、このことにつきましては、これまで以上に、これまでの延長線ではなく、さらに

意識改革をして取り組んでいくことが大事ではないかというのが、今回の質問の趣旨でございました。

国の女性活躍加速のための重点方針の中では、地域における女性の活躍推進のため、地域の実情に応じた地方自治体の取り組み支援と明記されております。三沢市においても、このような国の後押しを受けて、例えば防災分野をはじめとする各分野への女性の参画拡大、また、管理職への女性の採用、登用などを一層推し進めていくものというふうに認識しておりますが、この際、担当部長より、これまで進めてきたことにプラスして、具体的な推進に向けての御決意をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（野坂篤司君）　総務部長。

○総務部長（宮古直志君）　再質問につきましてお答えいたします。

女性活躍推進法、これは先月の８月２８日成立したばかりの法律でございまして、今後、関係省令または関係規則等が通知されてくると思います。内容を十分把握した上で、地方公共団体としまして、女性の活躍状況の把握、課題分析、行動計画の策定、届け出、情報公表などを含めまして、いろいろとこれから順次考えていきたいと思っておりますけれども、当市といたしましては、今年度中に策定する予定でございます。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　春日議員。

○１０番（春日洋子君）　再質問に係る御答弁ありがとうございました。

次に、福祉問題の農福連携の取り組み推進について再質問させていただきます。

副市長より御答弁をいただきました。

今般、私は、県において、障害者の雇用促進の一環として、農福連携による障害者就労促進事業が実施されていることを知り、非常に朗報と受けとめました。うれしい限りです。

あわせて、農業就労を促進し、農業分野における労働力を確保するためとの事業の目的であるものと承知しましたが、私は、あくまでも障害者の自立を支える観点ということを主目に置いておりまして、今後、農福連携の推進に向けた取り組みについては、農政課などとも必要な連携をしながら進めていかれるものというふうにも思っておりますけれども、あくまでも農福連携の推進につきましては、福祉の分野が窓口となって、主体的に、また、積極的にかかわっていっていただきたい、そのように強く思っております。

推進のために取り組んでいただきたい。そういうことで、私は、これまでは、福祉のまちづくりというふうに表現してまいりましたけれども、そうではなくて、福祉でまちづくり、福祉でまちづくりをしていくのだ、こういうことが非常に重要になっていくというふうに思っております。

ぜひこの機会に、農福連携取り組みについて、主体的に取り組んでいっていただきたい。その願いを込めまして、健康福祉部長からも御見解をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（野坂篤司君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（小泉富男君）　農福連携についての再質問にお答えいたします。

健康福祉部としてのかかわり方についてでございますが、制度や補助金関係などの縦割りで見ますと、国は農林水産省、県は農林水産部ということで、市としての相談窓口は経済部農政課が担当ということになります。

障害者関係などの福祉団体との通常のかかわりは、健康福祉部が担当となりますので、各福祉団体としては、ふだん接していることが多い健康福祉部に足を運びやすいと、あるいは効果的でもあるということであると思います。

したがいまして、健康福祉部として対応できること、例えば障害者関係団体が農作業をするところを探している場合には、農作休耕地などの情報や、県が実施する福祉施設の職員に対する農作業の習得実習が、いつ、どこでありますといった情報、あるいはその他、

障害者関係団体が必要とする就労支援や雇用、あるいは農業の技術指導に関するコーディネーターなどの情報を経済部と共有し、健康福祉部からも障害者関係団体に情報提供ができるように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　春日議員。

○１０番（春日洋子君）　再質問に係る御答弁ありがとうございました。

健康福祉部長より、力強い推進に向けての思いをお聞かせいただきまして、大変心強く思います。よろしくお願いいたします。

次に、教育問題の市内小中学校における学校図書館の図書標準について、こちらの質問事項は１から３までございましたけれども、一括して再質問させていただきます。

冒頭に、大変申しわけございません。教育部長、先ほどの御答弁の中で、ちょっと聞き漏らしてしまい、大変申しわけなく思っておりますけれども、冒頭、確認させていただきますけれども、年間の図書購入冊数でございますけれども、小学校における年間購入冊数は１，９８０……。（発言する者あり）

大変ありがとうございました。中学校は１，８１０冊でよろしかったでしょうか。大変ありがとうございます。

これを踏まえて再質問をさせていただきます。

全体では、今後、三沢市が限りなく１００％に向けて図書を整備していこう、学校図書館を整備していこうということであれば、全体では１万７７５冊、今後購入していくことが求められているというふうに思いました。

また、繰り返しますけれども、市の予算措置で、小学校年間購入冊数はおよそ１，９８０冊、中学校はおよそ１，８１０冊、このような平均で推移してきているということでありますけれども、全体的には、皆さんが今この議場の中で、十分だろうというふうに思われるのか、この予算措置に対しての冊数でありますけれども、一足飛びに１００％に達成していただきたいという、そういうような思いをここで無謀に申し上げるものではございませんけれども、ですけれども着実に環境を整えていく、その前向きな強い思いが、もちろんないというふうには理解しておりません。もちろんお持ちであるというふうには思いながらも、どうしても先ごろの新聞報道でありますと、さまざまな状況がございます。

三沢市の小学校がゼロ％、中学校は４０％、これは２０１３年度末現在の調査であります。さまざまな機会に私も学校訪問をさせていただき、学校図書館を拝見し、先生方のさまざまな創意工夫、また、利用状況等も私なりには現場で見せていただき、思いも受けとめてまいりました。

また、教育委員会におきましても、そういう学校の実情をしっかりと実態調査をし、理解しながら、いかにここを充実させていくかということがポイントになっていくと思いますけれども、どうしても私がこだわりたいのは、行政におきまして、財政部局におきまして、この予算措置、もう十分だよ、ここで頑張っていってほしいと言うのか。

また、国においても、さまざまな、ただ図書標準冊数を示しているだけではなく、過去から所要の予算措置を交付税で措置してまいりましたけれども、この使い方は地方自治体に委ねられているということでありますので、全く使ってこなかったというふうには理解はいたしません。十分に活用してきていただいたというふうに思っておりますけれども。

それでは、教育部長、図書標準の達成に向けては、国は２０１６年を目標として、もう数年前から着実に呼びかけ、予算措置をしてまいりました。市もさまざまな状況を踏まえながらも、充実に努めてきたということは理解した上でありますけれども、今後、三沢市としては、どのような計画で達成に向けて進めていく、そういう計画をお持ちかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（野坂篤司君）　教育部長。

○教育部長（中村健一君）　春日議員の再質問にお答えをいたします。

まず、冒頭申し上げさせていただきたいのですが、実は達成率は非常に三沢市は余りいい結果を出しておりませんけれども、当初予算における子供１人当たりの予算措置といいますか、１人当たりのお金、それは県内１０市の中では２番目に位置しています。非常に高いところに推移をしております。

したがいまして、ただいまの春日議員の御質問ですけれども、私どもは執行部側と一体となって、計画的に予算要求をしながら、順次図書の整備に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　春日議員。

○１０番（春日洋子君）　ただいまの御答弁に対し再々質問をさせていただきます。

ただいまの教育部長の御答弁ですと、執行部に向けて御理解をいただきながら、こうして三沢市も充実してきている、そういうことでございました。

ですが、再度この機会に、私は、皆様も承知いただいているかと思いますけれども、平成２３年の１２月定例会におきまして、このような趣旨で学校図書館の図書標準に向けての趣旨の質問をさせていただきました。

最初の第１の質問に対しての答弁は、教育長からでございましたけれども、再質問にかかり、やはり教育現場、学校、教育委員会がどのような思いでしているか、学校図書館の充実に向けて苦慮し、力を注いできたかということを、広く財政部局にも理解を求めたいという、そういう思いで再質問をさせていただいた経緯がございまして、その折には、当時の政策財政部長からの答弁でありました。とても印象的な答弁でございました。

学校図書の充実に向けて、予算措置という意味合いですけれども、増額に向けてということにどうしても私はこだわっているものですから、「担当部局の説明と熱意と、それに係っているものと理解しております」、こういうことでありました。非常に教育部長の答弁が連動しているのかなと。

ここで、今、２３年度から約４年経過しようとしております。ですけれども、県内２番目。これだけ聞くと、すごいというふうに皆さんが感じられますね。ですけれども、これで本当に十分なのか。そしてまた、計画もただ漫然と１年１年ふやしていけばいいのだと思うのか。そこを行政としても最大に理解をしながら、この熱意を受けとめて、どのような計画、ある程度の計画、漫然としているのか。具体な想定をしながら進めていっていただきたいというものがどうしても私にございますので、政策財政部長より御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（野坂篤司君）　政策財政部長。

○政策財政部長（大澤裕彦君）　ただいまの学校図書にかかわる再々質問にお答えいたします。

平成２３年度の答弁も受けまして、教育委員会、それから財政当局、綿密な協議等を行いまして、教育委員会のほうは、さらに計画をきちんと立てたと思います。

そういう中で、昨年度は、図書に係る交付税が４４０万４，０００円でした。２５年度までは、毎年４５０万円の予算措置でございましたけれども、２６年度は５１０万円。今年度、２７年度は、交付税措置が３９２万円に対して、当初予算で５１０万円の予算措置をしております。

そのような教育委員会の熱意、それから子供たちの教育ということに市として力を入れて予算措置をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　春日議員。

○１０番（春日洋子君）　再々質問に係る御答弁ありがとうございました。本当にありがたい取り組みをしていただいたと思っております。感謝いたします。

最後に、教育問題の２点目、市内小中学校教員の負担軽減策について、１点、２点をあ

わせて再質問させていただきます。

先ほどの教育部長の答弁で、皆様も具体にどれほどの勤務時間が長時間に及んでいるかということを、ともに理解をしていただいたというふうに思っております。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の作業部会がまとめました資料でも、中学校教員の１週間当たりの勤務時間は、世界３４カ国・地域の平均が３８．３時間であるのに対して、日本は５３．９時間となっておりまして、まさに世界最長の勤務時間であることが、調査結果でも明確になっています。

本市においても、先ほどの御答弁にありましたとおり、さまざまな業務改善マニュアルですとか、パソコンの配置ですとか、あらゆる可能な限りの手だてをしてきたということは承知の上ではありますけれども、やはり具体な、またさらにという意味ですけれども、教員の厳しい現状がこれで緩和されているということは到底思うことではありません。さまざまな手だてをしてきた、そのことを私なりによく理解した上で、具体な改善のために着手していただきたい。

先ほどの八戸市は、これは例えばのことで、取り組みとして新聞報道にありましたので、参考に申し上げましたけれども、私としては、具体的な軽減策、２点提案させていただきたいというふうに思っておりまして、教育部長は先ほど、チーム学校の中での取り組みということで、部活動の指導、また、引率する部活動支援員、仮称ではありますけれども、ぜひ配置をすることは、三沢市としても具体に取り組んでいけるよう、これから検討していただきたいというふうに思っています。

それとあわせて、もう１点、私が提案させていただきたいというふうに思っておりますのは、授業にも有効活用できるＩＣＴ、情報通信技術の支援員の配置をすることです。

先生方もＩＣＴ、いろいろな端末ですね、得意な方、また、ちょっと苦慮している方、さまざまいらっしゃるのかなと、これは私の想像の分野ですけれども、ぜひＩＣＴの支援員を配置することによって、例えば事務業務の負担軽減になるかと。

また、子供たちの授業、例えば電子黒板を配置しても、活用になかなか手間取る、時間を要する、より負担がふえるということもあるかもしれません。ですけれども、これを活用することによって、子供たちにとっても、よりわかりやすい授業となって、学力向上につながる。こういうプラスのものが出てくるのではないかというふうに思っておりまして、私は、ぜひ三沢市の特徴を打ち出していく。そして、どこもまだやっていない先駆的な負担軽減策に手を打つべきではないかというふうに思っておりますけれども、担当部局として、前向きな御所見をお聞かせいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○副議長（野坂篤司君）　教育部長。

○教育部長（中村健一君）　春日議員の再質問にお答えをいたします。

部活動の指導の補助員ということについてでございますけれども、中学校の部活動の指導の補助を行うコーチなどについては、現在、三沢市においては、各中学校で実態に応じた運用等が行われております。板橋区など一部の自治体においては、要綱などを定め、自治体として委嘱している例もあります。

今後は、こうした先進的な自治体等の状況も把握しながら、各校の要望も捉え、検討してまいりたいというふうに考えております。

それと次に、ＩＣＴの支援員の配置についてでございます。

現在、私どもには、市長の御配慮で特別支援員を４０名、学習指導員を含めまして４０人配置していただいております。今後、その支援員の方々の中の一部の方々に、そういうＩＣにたけた方を採用するですとか、そういったことを執行部総務課あるいは政策財政部と相談をさせていただきながら検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（野坂篤司君）　以上で、春日洋子議員の質問を終わります。

―――――――――――――――――――――

○副議長（野坂篤司君）　本日の日程は終了いたしました。

なお、明日も引き続き市政に対する一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後　３時３７分　散会